

馬太傳第一章 自一至十二節

新約全書



十	ヘロデ死 <small>スル</small> しかば主の使者ヨセフの夢にエジプトにて現れ曰ける て裏見どうの母と妻へイスラエルの地にゆけ聖兒の生命を索る者已有て
三三	ヒ死りニ彼おきて裏見ど其母と妻へイスラエルの地に至しが三アケララ父ヘロデに代てエダヤの王たりと聞ければ彼處に往こどを懼る又夢に告を蒙りてガリラヤの内に避三ナザレ <small>ミサナザレ</small> とも云る邑に至りて居る彼のナザ
三四	レ人と稱れんと預言者に託て云れたる言に應せん爲なり
二五	當當時バヌマのヨハ子狹りてエダヤの野に宣傳へて曰ける
三五	*天國の近けり悔改めよ三是は主の道を備うの路線を直せよと野に呼る人々の聲ありと預言者イザヤが言し人なり四此ヨハ子の身に駒駒の毛衣を腰に皮の帶をつかね駒駒で野蜜を食物ぞせり五斯時エルザレム及びユダ
三四	セの聲ありと預言者イザヤが言し人なり四此ヨハ子の身に駒駒の毛衣を腰に皮の帶をつかね駒駒で野蜜を食物ぞせり五斯時エルザレム及びユダ
三六	ヤを舉めたヨルダンの四方より人々出てヨハ子に就六我が罪を悔わら
三七	ショルダンにて彼よりバヌマを授られたりセバヌマも愛んで
三八	カリサオ及サドカイの人々多く來れるを見て彼等に曰けるハ娘の音よ
三九	カリサオ及サドカイの人が多く見れるを見て彼等に曰けるハ娘の音よ
四〇	カリサオ及サドカイの人が多く見れるを見て彼等に曰けるハ娘の音よ
四一	カリサオ及サドカイの人が多く見れるを見て彼等に曰けるハ娘の音よ
四二	カリサオ及サドカイの人が多く見れるを見て彼等に曰けるハ娘の音よ
四三	カリサオ及サドカイの人が多く見れるを見て彼等に曰けるハ娘の音よ
四四	カリサオ及サドカイの人が多く見れるを見て彼等に曰けるハ娘の音よ
四五	カリサオ及サドカイの人が多く見れるを見て彼等に曰けるハ娘の音よ
四六	カリサオ及サドカイの人が多く見れるを見て彼等に曰けるハ娘の音よ
四七	カリサオ及サドカイの人が多く見れるを見て彼等に曰けるハ娘の音よ

九	べしかれら王の命を聞いて往り前に東の方にて見たりし星からに先立ち て婴兒の居所にいたり其上に止りぬ彼等この星を見て甚く喜び既に 室に入れば婴兒の其母マリアも偕て居を見ひれみて見せしと拂したる 金を開て黄金乳香没薬など禮物を献たり主の使者ヨセフ 默示を蒙りて他の途より其國に歸れり○十三彼等が去るのち主の使者ヨセフ
十	金とひきこめばおはせりおはせりおはせりおはせりおはせりおはせりおはせり キサキ詩四七二三十五第六十
十一	キサキ詩四七二三十五第六十
十二	金を開て黄金乳香没薬などを禮物を献たり主の使者ヨセフへ返る勿との 默示を蒙りて他の途より其國に歸れり○十三彼等が去るのち主の使者ヨセフ
十三	フの夢に現れて曰けるハロデ嬰兒を索て殺んとする故に起て嬰兒をも 母などを事へエジプトに逃て復わかれん時まで彼處に止れヨセフ
十四	想て夜嬰兒と其母を抱きヘエジプトに往ハロデの死るまで其所に止れ これもよがんをもつて我わか子をエジプトより召出せりと云給ふにかな り是主預言者に託て我わか子をエジプトより召出せりと云給ふにかな
十五	ん爲也。是に於てヘロデ博士に欺かれたるをしも大にいかゞ人を遣して 博士に詳く問たる時を度りヘテレムど其境の内ある二歳以下の嬰兒を
十六	蟲く殺せり。即ち預言者エリミヤの言にて八駕き悲み甚く憂る聲ヲマに聞き タル其兒子を歎き其兒子の無によりて感を得ずといひに應へリアス
十七	即ち預言者エリミヤの言にて八駕き悲み甚く憂る聲ヲマに聞き タル其兒子を歎き其兒子の無によりて感を得ずといひに應へリアス
十八	即ち預言者エリミヤの言にて八駕き悲み甚く憂る聲ヲマに聞き タル其兒子を歎き其兒子の無によりて感を得ずといひに應へリアス
十九	即ち預言者エリミヤの言にて八駕き悲み甚く憂る聲ヲマに聞き タル其兒子を歎き其兒子の無によりて感を得ずといひに應へリアス

本 論八世三世九臘九セ	誰がんちらに來んとする愁を避へきことを告しやべ然ば悔改に符ふ果を	告ん神の能この石をもア布拉ムの子と爲しめ給ふありト今や糸を樹の根にて置る故に凡て善果を結ぐる樹に研れて火に投入らるべシト我が爾曹	ト 約一〇世六、九〇四、	我に勝て能力あり我の其履足提にも足重彼は聖靈ど火をもて爾曹にてバ	ヤよりヨルダント來り給ふヨハ子解て曰けるハ我の爾よりバヌスマ	カ 論十世七、約四世四、	を受へき者なるに爾反て我に來る平エス答へるハ昔く許せか此凡て	ヨ 可一〇世十、約三〇世二、	の義事ひ我備盡す可なり是に於てヨハ子彼に許せり大エヌバヌスマ	タ 大樂十一、	其上に來るを見る七章で天より聲ありて此我心に道わが愛子なら云
リ ルヌ本木〇世二、	チ 太陽〇世二、	マ 太陽十二世八、五七、後	カ 太陽十二世八、五七、後	ヨ 可一〇世十、約三〇世二、	タ 大樂十一、	タ 太陽十二世八、五七、後	カ 太陽十二世八、五七、後	ヨ 可一〇世十、約三〇世二、	タ 大樂十一、	タ 太陽十二世八、五七、後	カ 太陽十二世八、五七、後
ナ エヌバヌスマ	ナ エヌバヌスマ	ナ エヌバヌスマ	ナ エヌバヌスマ	ナ エヌバヌスマ	ナ エヌバヌスマ	ナ エヌバヌスマ	ナ エヌバヌスマ	ナ エヌバヌスマ	ナ エヌバヌスマ	ナ エヌバヌスマ	ナ エヌバヌスマ
二	聖徒を導きテイエス聖靈に導かれ惡魔に試されん爲に野に往ひテ夜食ふ事をせず後うゑたり三試ひる者からに來りて曰けるハ是に於て惡魔の	四	子あらば命じて此石をハシと爲よ四エス答へるハ人ハパンのみにて生	五	六	七	八	九	十	十一	十二
四	ニ	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二

二	聖徒を導きテイエス聖靈に導かれ惡魔に試されん爲に野に往ひテ夜食ふ事をせず後うゑたり三試ひる者からに來りて曰けるハ是に於て惡魔の	四	子あらば命じて此石をハシと爲よ四エス答へるハ人ハパンのみにて生	五	六	七	八	九	十	十一	十二
四	ニ	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
五	子用之三	チ 聖徒三世七、聖徒五	ナ 子約六世六、聖徒五	六	カ 聖徒三世七、聖徒五	七	タ 大樂十一、	タ 太陽十二世八、五七、後	ヨ 可一〇世十、約三〇世二、	リ ルヌ本木〇世二、	ナ エヌバヌスマ
六	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六
七	ウ 中六〇六	ム 隅九一〇一十	ム 隅九一〇一十	ウ 中六〇六	オノ非用六世一〇一角	ク 路三〇日十三、聖徒一〇	ナ エヌバヌスマ	ナ エヌバヌスマ	ナ エヌバヌスマ	ナ エヌバヌスマ	ナ エヌバヌスマ

ヨリ	預言者イザヤの言にナゼブランの地ナフタリの地海に沿たる地ヨルダン	十五
ナ	の外の地異邦人のカリヤナ此等の幽暗に見る民の大なる光とみ死地と	十六
ア	死蔭に坐する者の上に光いでたりと云しに應せん爲なり○アスカス時よりイエスはじめ道を宣傳へ天國近けり悔改めよと曰たまへリイエスガリラ	十七
シ	ヤの海邊を歩てペテロと云シモソの兄弟アンデレ二人にて海に網うちるを見たり彼等漁者なり十九に曰ける我に從へ我爾曹を人を漁る	十八
ス	者と爲ん三彼等やがて網を棄てイエスに從ふニ此より進けるに又他の兄弟も頗る舟と父セバキと偕に舟にて	十九
カ	第一人即ちセベダイの子ヤコブと其兄弟ヨハネ父セバキと偕に舟にて	二十
ク	網を補へるを見て之を召して三彼等も頗る舟と父セバキと偕に舟にて	二十一
リ	○三イスガリラヤを従く巡ら其會堂にて教をなし天國の福音を宣傳	二十二
ス	かつ民の中なる諸の病もろゝの疾を醫しニ其聲名あまねくスリヤに	二十三
テ	我がが病をもるくも病ひの患者萬殊の病また痛惱する者あるひ鬼に憑	二十四
ア	たるもの癪癱瘋の病に罹れる者を彼に拘來しけれべ之を醫せり三五ガリラ	二十五

リ	四〇五二。	山の上に建られた城へ歸ることを得ず、五盛を燃して、手の下におくる者の
ル	三〇五三。	ひかりを燃かせ、然れば人々なんぢらの書行を見て天に在する爾曹の父を榮む
ル	三〇五四。	べし。○せわれ法律と預言者を廢る爲に來れりと意ふ勿われ來て之を廢る
チ	三〇五五。	に非ず成就せん爲なり。われ誠に爾曹にてん天地の盡ざる中に律法の一
ア	三〇五六。	黙一畫も遂つくはずして廢ることなし。是のちとくは故に人もし誠の至微き一を壞
リ	三〇五七。	り又の如く人に教なば天國に於て至微き者と謂れ凡う之を行ひ且人
リ	三〇五八。	に教る者の天國に於て大なる者と謂るべし。三我なんぢらに告ん學よ
リ	三〇五九。	リサイの人の義よりも爾曹の義こそ勝すべ必す天國に入ること能じ。○古
タ	三〇六〇。	所なり。三然ど我あんぢらに告ふて故なくして其兄弟を憲かゝる者ハ審判に
レ	三〇六一。	の人に告て殺こそ勿れ殺す者の審判に干らんと言ふことある爾曹が聞きし
タ	三〇六二。	所なり。三然ど我あんぢらに告ふて故なくして其兄弟を憲かゝる者ハ審判に
リ	三〇六三。	千らん又の兄弟を憲すといふ者の集議に干らん又狂妄よりといふ者の
リ	三〇六四。	地獄の火に干るべし。是の故に爾もし禮物を携へて壇にて往たる時かしこ

四六	其日を善者にも惡者にもしてあるが如きの者にも照し兩と義者者に降せ給ふ
四七	ヘリ六爾曹わのれを愛する者を愛するの何向の報賞かあらん税吏も然せざるや平四七安否ぞ兄弟にのみ問ひ人より向の過たる事かわらん税吏も然せざらん平四八是故に天に在す爾曹の父の完至か如く爾曹も完全すべし
四八	爾曹わのれを愛する者を愛するの何向の報賞かあらん税吏も然せざり
四九	らん平四七安否ぞ兄弟にのみ問ひ人より向の過たる事かわらん税吏も然せざるや
五〇	ヘリ六爾曹わのれを愛する者を愛するの何向の報賞かあらん税吏も然せざり
五一	爾曹わのれを愛する者を愛するの何向の報賞かあらん税吏も然せざるや
五二	に在す爾曹の父より報賞を得じ是故に施済を行ひ人の榮を得ん爲に
五三	會堂や街衢にて偽善者の如く猿を己が前に吹しむる勿れ我女こども爾曹
五四	これを左の手に知する勿れ曰如此する勿れ
五五	たるに豊たまふ爾の父の明顯に報たまふへし○五あんち刑る時に偽善者や
五六	の如する勿れ彼等の人見られんが爲に會堂や街衢の隅に立て祈てことを
五七	好われ誠て爾曹に告ん彼等の既にうの報賞を得たりあんち刑る時ひ
五八	密ある室にいり戸を開て隠微たるに在す爾の父に祈れまんべ隠微たるに豊

十九	るに豊たむふ爾の父ハ明顯に報たまふへし○九	九	て繕ひ所の地に財を蓄ふること勿れ三十三 大太夫の世、路十三〇世	カ	○三身の光明めり若ならぬの財の在ところに心も亦明るるへし三者ある	三三	なんちの目暈らば全身暗かるべし是故に爾の中の光もし暗からば其暗こと 如何に大あらぶ平三個人の主に事ること能ふ盡てこれを惡かれを愛み	三四	此を親み彼を疎べければ也あんちら神と財に兼事ること能ふ三五是故に	三五	我がんちらに告ん生命の爲に何を食ひ何を飲また身體の爲に何ぞ友んど	三六	憂慮こそ勿れ生命の糧より優り身體の大よりも優れる者あらす平三あ	三七	なんぢ天空の鳥を見よ様ことあく種ことを爲す倉に蓄ふること然る	三八	にして爾舊の天の災へ之を養ひ給へり爾舊之よりも大に勝るゝ者あらす平三	三九	爾舊のうち誰か能おもひ頗びて其生命を寸陰も延得んやハ矣て何故に衣
----	-----------------------	---	------------------------------------	---	----------------------------------	----	--	----	----------------------------------	----	----------------------------------	----	---------------------------------	----	--------------------------------	----	------------------------------------	----	----------------------------------

ナ 王上〇四七廿三	二九 われ爾曹に告んソロモンの榮華の極の時だにも其裝ての花の一に及ぶ	三十 うるみ神は今日野に在て明日艶に投入らるゝ事も如此よりれせ給へバ	三一 思わづらふ勿れ此みあ異邦人の求る者あり爾曹の天の父凡て此等の 三二 ものと必露ことぞ知たまへり三爾留まづ神の國ど其義どを求よ然べ此等 三三 のものと皆なんからに加らるべし是故にすこどもひやく明日之事を憂慮あられ 三四 明日の事を思ひづらへ一日の苦勞へ一日にて足り	三五 ひひ人を議するこそ勿れ恐くハ爾曹もまた議せられんニ爾曹か人を議 三六 する如バ己も議せらるべし爾曹が人を量るごとく己も量らるべし三あん 三七 ち兄弟の目にわる物肩をみて己が目にわる梁木を知らざる何ぞや四己の 三八 の目に梁木のあるに如何で兄弟やむかびて爾が目にわる物肩を我にとせ 三九 より口ことを得んや五儀書者より先おのれの目より梁木をどれ然べ兄弟の前
カタ ノセイセイ	四〇士一セヨセヨ四〇田	三九二セイセイ四〇三四ナ五〇一	三九三セイセイ四〇四一	カタ ノセイセイ
ナム 王上三〇廿二	四一 四一 ひひ人を議するこそ勿れ恐くハ爾曹もまた議せられんニ爾曹か人を議 四二 四二 する如バ己も議せらるべし爾曹が人を量るごとく己も量らるべし三あん 四三 四三 ち兄弟の目にわる物肩をみて己が目にわる梁木を知らざる何ぞや四己の 四四 四四 のものと必露ことぞ知たまへり三爾留まづ神の國ど其義どを求よ然べ此等 四五 四五 ひひ人を議するこそ勿れ恐くハ爾曹もまた議せられんニ爾曹か人を議 四五 四五 する如バ己も議せらるべし爾曹が人を量るごとく己も量らるべし三あん 四六 四六 より口ことを得んや五儀書者より先おのれの目より梁木をどれ然べ兄弟の前	四七 四七 より口ことを得んや五儀書者より先おのれの目より梁木をどれ然べ兄弟の前	四八 四八 より口ことを得んや五儀書者より先おのれの目より梁木をどれ然べ兄弟の前	カタ ノセイセイ
カタ ノセイセイ	四九 四九 ひひ人を議するこそ勿れ恐くハ爾曹もまた議せられんニ爾曹か人を議 五〇 五〇 する如バ己も議せらるべし爾曹が人を量るごとく己も量らるべし三あん 五一 五一 ち兄弟の目にわる物肩をみて己が目にわる梁木を知らざる何ぞや四己の 五二 五二 の目に梁木のあるに如何で兄弟やむかびて爾が目にわる物肩を我にとせ 五三 五三 より口ことを得んや五儀書者より先おのれの目より梁木をどれ然べ兄弟の前	五四 五四 より口ことを得んや五儀書者より先おのれの目より梁木をどれ然べ兄弟の前	五五 五五 より口ことを得んや五儀書者より先おのれの目より梁木をどれ然べ兄弟の前	カタ ノセイセイ
カタ ノセイセイ	五六 五六 より口ことを得んや五儀書者より先おのれの目より梁木をどれ然べ兄弟の前	五七 五七 より口ことを得んや五儀書者より先おのれの目より梁木をどれ然べ兄弟の前	五八 五八 より口ことを得んや五儀書者より先おのれの目より梁木をどれ然べ兄弟の前	カタ ノセイセイ

三	○ <u>我</u> を召す主より曰く天國に入非定唯これに入者ハ我	シ 聖書第10章13 キ 聖書第10章13
四	ど云もの多くからん三其時からて告わかれかゝるを聞て爾曹を知だ惡をなす者よ我	セ 聖書第10章13 キ 聖書第10章13
五	智人には譬ん五雨ふり大水いで風ふきて其家を撞せても倒ることあり是豈	セ 聖書第10章13 キ 聖書第10章13
六	を基礎と爲たれば也三凡て我この言を聽て行ひざる者を沙の上に家を建てる	ス 聖書第10章13 キ 聖書第10章13
七	と離去と曰ん三是故に凡て我この言を聽て行ふ者を磐の上に家を建てる	ス 聖書第10章13 キ 聖書第10章13
八	天に在す父の旨に遵ふ者のみより三をひかれても主よ主の名にて託す	キ 聖書第10章13 キ 聖書第10章13
九	てをしへ主の名にて託す鬼をおひ主の名にて託す多く異能を行しに非定や	キ 聖書第10章13 キ 聖書第10章13
十	ど云はは多からん三其時からて告わかれかゝるを聞て爾曹を知だ惡をなす者よ我	キ 聖書第10章13 キ 聖書第10章13
十一	智人には譬ん五雨ふり大水いで風ふきて其家を撞せても倒ることあり是豈	セ 聖書第10章13 キ 聖書第10章13
十二	を基礎と爲たれば也三凡て我この言を聽て行ひざる者を沙の上に家を建てる	ス 聖書第10章13 キ 聖書第10章13
十三	と離去と曰ん三是故に凡て我この言を聽て行ふ者を磐の上に家を建てる	ス 聖書第10章13 キ 聖書第10章13
十四	天に在す父の旨に遵ふ者のみより三をひかれても主よ主の名にて託す	キ 聖書第10章13 キ 聖書第10章13
十五	てをしへ主の名にて託す鬼をおひ主の名にて託す多く異能を行しに非定や	キ 聖書第10章13 キ 聖書第10章13

一	けるの惧みて人に告る勿れ唯ゆきて己を祭司に見せ且モ一セが命ぜし禮物	ハロ 太加五世五〇四十三 利十四世五〇四十三
二	願て曰けるハ主より我僕癲瘋をやみ家に臥るて甚だ惱めりセイエス曰	ハロ 太加五世五〇四十三 利十四世五〇四十三
三	を獻て彼等に證據をせよ○エイスカペナウシに入しどモ百夫の長きた	ハロ 太加五世五〇四十三 利十四世五〇四十三
四	我が心に従へる人々に曰ける我まで此を行ひが故ありテイエスこれを開て奇み	ハロ 太加五世五〇四十三 利十四世五〇四十三
五	權威の下にゐる者なるに我下にて亦兵卒ありて此に往ひ日バゆき彼に來れ	ハロ 太加五世五〇四十三 利十四世五〇四十三
六	が屋下に入奉るハ思れ多し唯一言を出し給ひ我僕の愈ん九蓋わ人の	ハロ 太加五世五〇四十三 利十四世五〇四十三
七	けるハ我ゆきて之を醫すべし百夫の長へけるハ主より我あんぢも我	ハロ 太加五世五〇四十三 利十四世五〇四十三
八	り願て曰けるハ主より我僕癲瘋をやみ家に臥るて甚だ惱めりセイエス曰	ハロ 太加五世五〇四十三 利十四世五〇四十三
九	が屋下に入奉るハ思れ多し唯一言を出し給ひ我僕の愈ん九蓋わ人の	ハロ 太加五世五〇四十三 利十四世五〇四十三
十	と曰べ来る我僕に此を行ひが故ありテイエスこれを開て奇み	ハロ 太加五世五〇四十三 利十四世五〇四十三
十一	權威の下にゐる者なるに我下にて亦兵卒ありて此に往ひ日バゆき彼に來れ	ハロ 太加五世五〇四十三 利十四世五〇四十三
十二	が屋下に入奉るハ思れ多し唯一言を出し給ひ我僕の愈ん九蓋わ人の	ハロ 太加五世五〇四十三 利十四世五〇四十三
十三	を獻て彼等に證據をせよ○エイスカペナウシに入しどモ百夫の長きた	ハロ 太加五世五〇四十三 利十四世五〇四十三
十四	願て曰けるハ主より我僕癲瘋をやみ家に臥るて甚だ惱めりセイエス曰	ハロ 太加五世五〇四十三 利十四世五〇四十三
十五	我が心に従へる人々に曰ける我まで此を行ひが故ありテイエスこれを開て奇み	ハロ 太加五世五〇四十三 利十四世五〇四十三

一	けるの惧みて人に告る勿れ唯ゆきて己を祭司に見せ且モ一セが命ぜし禮物	ハロ 太加五世五〇四十三 利十四世五〇四十三
二	願て曰けるハ主より我僕癲瘋をやみ家に臥るて甚だ惱めりセイエス曰	ハロ 太加五世五〇四十三 利十四世五〇四十三
三	を獻て彼等に證據をせよ○エイスカペナウシに入しどモ百夫の長きた	ハロ 太加五世五〇四十三 利十四世五〇四十三
四	我が心に従へる人々に曰ける我まで此を行ひが故ありテイエスこれを開て奇み	ハロ 太加五世五〇四十三 利十四世五〇四十三
五	權威の下にゐる者なるに我下にて亦兵卒ありて此に往ひ日バゆき彼に來れ	ハロ 太加五世五〇四十三 利十四世五〇四十三
六	が屋下に入奉るハ思れ多し唯一言を出し給ひ我僕の愈ん九蓋わ人の	ハロ 太加五世五〇四十三 利十四世五〇四十三
七	を獻て彼等に證據をせよ○エイスカペナウシに入しどモ百夫の長きた	ハロ 太加五世五〇四十三 利十四世五〇四十三
八	願て曰けるハ主より我僕癲瘋をやみ家に臥るて甚だ惱めりセイエス曰	ハロ 太加五世五〇四十三 利十四世五〇四十三
九	我が心に従へる人々に曰ける我まで此を行ひが故ありテイエスこれを開て奇み	ハロ 太加五世五〇四十三 利十四世五〇四十三
十	權威の下にゐる者なるに我下にて亦兵卒ありて此に往ひ日バゆき彼に來れ	ハロ 太加五世五〇四十三 利十四世五〇四十三
十一	が屋下に入奉るハ思れ多し唯一言を出し給ひ我僕の愈ん九蓋わ人の	ハロ 太加五世五〇四十三 利十四世五〇四十三
十二	を獻て彼等に證據をせよ○エイスカペナウシに入しどモ百夫の長きた	ハロ 太加五世五〇四十三 利十四世五〇四十三
十三	願て曰けるハ主より我僕癲瘋をやみ家に臥るて甚だ惱めりセイエス曰	ハロ 太加五世五〇四十三 利十四世五〇四十三
十四	我が心に従へる人々に曰ける我まで此を行ひが故ありテイエスこれを開て奇み	ハロ 太加五世五〇四十三 利十四世五〇四十三
十五	權威の下にゐる者なるに我下にて亦兵卒ありて此に往ひ日バゆき彼に來れ	ハロ 太加五世五〇四十三 利十四世五〇四十三

一	の岳母の熱を頗り取るを見てまうの手に拘れば即ち熱されり婦お	ル 布蘭九〇五 聖經三〇廿九至卅四、路四〇
二	處にて哀哭歎切齒することあるニエス百夫の長にて往不んちが信仰の如く	リ 太加五世九 聖經三〇廿九至卅四、路四〇
三	ムイサクヤコブと偕に天國に坐しニ國の諸子弟外の幽暗に透出され其	チト 太加五世九 聖經三〇廿九至卅四、路四〇
四	爾に成べしと曰たまへる其時に僕の愈たり○エスペテロの家に入ら	リ 太加五世九 聖經三〇廿九至卅四、路四〇
五	うちかなしが歎切齒することあるニエス百夫の長にて往不んちが信仰の如く	リ 太加五世九 聖經三〇廿九至卅四、路四〇
六	斯る篤信に遇ざる也一われ爾曹に告ん多の人々より西より來てアラ	セ 路七〇第三 聖經三〇廿九至卅四、路四〇
七	從へる人々に曰ける我まで此を行ひが故もありテイエスこれを開て奇み	セ 路七〇第三 聖經三〇廿九至卅四、路四〇
八	と曰べ来る我僕にて往不んちが故もありテイエスこれを開て奇み	セ 路七〇第三 聖經三〇廿九至卅四、路四〇
九	が屋下に入奉るハ思れ多し唯一言を出し給ひ我僕の愈ん九蓋わ人の	セ 路七〇第三 聖經三〇廿九至卅四、路四〇
十	を獻て彼等に證據をせよ○エイスカペナウシに入しどモ百夫の長きた	セ 路七〇第三 聖經三〇廿九至卅四、路四〇
十一	願て曰けるハ主より我僕癲瘋をやみ家に臥るて甚だ惱めりセイエス曰	セ 路七〇第三 聖經三〇廿九至卅四、路四〇
十二	の傾覆お波がありニエス此等の言と語竟たがへるども集られたる人々其	ス 聖書第10章13 キ 聖書第10章13
十三	教を駆さへりニルうん學者の如ならず權威を有する者の如く取たまへば	ス 聖書第10章13 キ 聖書第10章13
十四	山を下しとぞの人々に從へりニ頹病の者きたり拜し	ス 聖書第10章13 キ 聖書第10章13
十五	て曰けるハ主もし旨に適せき我を潔あし得べシテイエス手を伸ばれて	ス 聖書第10章13 キ 聖書第10章13
十六	接ひ我旨に適へり潔なれど曰ければ癲病たゞちに潔れり四エス彼に曰	ス 聖書第10章13 キ 聖書第10章13

ナ	我の志を受からずして鬼と遂に出でし病わる者と恐く醫せり預言者イザヤにて自ら	カ	多くの人々の己を環るを見て弟子に命じ向の岸に住んとし給してある	ナ	学者たりて曰ける師より何處へ往給ふとも我從るんニエス之に曰け	リ	る狐れ完あり天宮の鳥の巢あり然ぞ人の子の枕する所なしまた弟子	レ	ひどいひける主よ先ゆきて父を葬ることを我に容せ三ニエス曰ける	シ	の一人我が義弟死る者にて其死し者を葬らせよ○三ニエス舟に登ければ弟子	リ	彼等に従ふ此ぞ大なる風浪おりて舟を蔽はかりある浪たちしに	セ	んどすニエス彼等に曰ける信仰うすき者よ何ぞ懼るや遙に起て風と	チ	海を斥ければ大に平息にありぬセ人々奇みて曰けるハ此の如何ある人	チ	か風も海も之に従ひたり○三ニエス向の岸なるガダラ人の地に至れると	チ	我儕なんぢと何の與やらん平いまだ時いたらがるに我儕を責んとて此處	リ	れる若わられらを遙そあれて家の中に入ることを容せ三彼等に往と曰	チ	て来るか三十三遙そあれて家の中のむれ食し居ければ三鬼イエスに求めて曰け	リ	けれべ鬼いで家の中に入して物のむれ山城より遁て海にいり氷に死だ	チ	り三牧者とも巴に逃走て此事を鬼に憑れたりし者を告げれ三鬼イエ	チ	スに逢んどて巴の者舉て出きたり彼ぞ見て此境を出でんことを願へり	チ	人を昇來れりエス彼等が信するを見て癪瘋の者に曰けるハ子よ心安か	チ	されたりと言と起て坐めと言と孰か易き六うれ人の子地にて罪を滅する	チ	ケ 保五〇年一
チ	本四〇年十一月四日	チ	ム 俊後二〇年四月六日	チ	リ	人を昇來れりエス舟に登わたりて故邑に至れば二癪瘋にて床に臥たる者を	チ	サ	申用五〇年九月十九日	チ	サ	オノハリ三月二十日、路〇十	チ	人を昇來れりエス彼等が信するを見て癪瘋の者に曰けるハ子よ心安か	チ	されたりと言と起て坐めと言と孰か易き六うれ人の子地にて罪を滅する	チ	ケ 保五〇年一																			
チ	ラ	本四〇年十一月四日	チ	リ	人を昇來れりエス彼等が信するを見て癪瘋の者に曰けるハ子よ心安か	チ	サ	申用五〇年九月十九日	チ	サ	オノハリ三月二十日、路〇十	チ	人を昇來れりエス彼等が信するを見て癪瘋の者に曰けるハ子よ心安か	チ	されたりと言と起て坐めと言と孰か易き六うれ人の子地にて罪を滅する	チ	ケ 保五〇年一																				
チ	チ	チ	チ	チ	チ	チ	チ	チ	チ	チ	チ	チ	チ	チ	チ	チ																					

## 新約全書

馬太傳第九章 自七至十六節

廿一

權あることを爾曹に知せんとして遂に癱瘓の者に起て床をとり家に歸れど	曰ければ其の家に歸りぬ人々これを見て首のみ此の如き權を人に賜ひ	し神を崇たる○ルイエス此より進往マタノと名くる人の猶園に坐し居け	るを見て我に從へど曰ければ起て從へり+イエス彼が家に食するとき積	の入これを見て其弟子に曰けるハ爾曹の師の何故稅吏や罪わる人ほど借に	食べる乎+二イエス聞いて彼等に曰けるハ康強なる者の助を需ばず病	ある者これを需+三われ矜恤を欲すといふ此如何なる意か往	て學ぶべし夫のが來るゝ義人を招ために非本罪ある人を招きて悔改させ	せんが爲なり○其時ヨハ子の弟子イエスにて來て曰けるハ我儕ゼハリサ	キ 諸〇廿九 サ 司三〇八里九、路五〇	十五 犹太を補ふ者があらじて蓋つくるふ所のも反て之を壊らるゝ事	しからんセサまた新造酒を舊革囊に盛る者のあらだしにせば囊はりさ	け酒まれいでこそ其囊も亦壊らんあらまくろ新囊にて新酒を盛なべ兩ながら存べ	じ○アイエス彼等に此事を言ふ時はまた手を挿たまひ生へしカイエス起て彼に従ひ其弟子と	偕にて往 <sup>二</sup> 十一年血漏を患へる婦うしろに來て其衣の裾に拘られ <sup>三</sup> 蓋もし	三 本にたにも拘らべ愈んと意へあり三イエス率	の家に入しに苗ふく者および多の人の泣號を見て三之に曰けるハ退け女あ	死るに非ずたゞ寝たるのみ人々エスを哂笑ふ云五彼等と出しあつ後いり	て其手を執して女起たり三之に曰けるハエス此を去る	セ 太本〇卅四四、司〇四三、路九 九、セセ太本〇卅三、司〇四四、路九
-----------------------------------	---------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	-----------------------------------	---------------------------------	-----------------------------	----------------------------------	----------------------------------	------------------------	---------------------------------	---------------------------------	--------------------------------------	---	---	------------------------	-----------------------------------	----------------------------------	--------------------------	---------------------------------------

ナ	命じ曰けるに異邦の途に往あかれ又サマリア人の邑にも入あかれ六唯イ	ダ足すあるはちエスを賣しゝ者あり○エスての十二を遺さんとして	スラエルの家の逃へる半に往セ往て天國近くに在ど宣傳より病の者を醫し	十九	病を癪し死たる者を興らせ鬼を逐出することをせよ爾曹價あしに受たれ	ペ亦價あしに施すべし爾曹金また銀また銭を貯へ帶る勿れ行囊も	二の裏木展板も亦然うハ工人の其食物を得れ宜ありト	其中の好い人を訪て出るまで其處に留れ三人の家にいらば其平安を問	三十三	三うの家もし平安と得べき者あらバ爾曹の願ふ平安ハ其家に至らん若し	平安を受べからざる者あらば爾曹の願ふ平安ハ爾曹に歸るべしトもし爾	四	十五	十五 われ誠に爾曹に告ん審判の日到ばシドムとゴモラの地れ此邑よりも	
チ	可六〇四十一。	十八	十八	十八	十八	十八	十九	十九	十九	十九	十九	十九	二十	二十	二十一
ナ	第三〇六〇年三月五	スラエルの迷惑へる半に往セ往て天國近くに在ど宣傳より病の者を醫し	病を癪し死たる者を興らせ鬼を逐出することをせよ爾曹價あしに受たれ	二の裏木展板も亦然うハ工人の其食物を得れ宜ありト	其中の好い人を訪て出るまで其處に留れ三人の家にいらば其平安を問	三うの家もし平安と得べき者あらバ爾曹の願ふ平安ハ其家に至らん若し	平安を受べからざる者あらば爾曹の願ふ平安ハ爾曹に歸るべしトもし爾	十五 われ誠に爾曹に告ん審判の日到ばシドムとゴモラの地れ此邑よりも	十五	十五 われ誠に爾曹に告ん審判の日到ばシドムとゴモラの地れ此邑よりも	十五	十五	十五	十五	
チ	可六〇四十二。	二十二	二十二	二十二	二十二	二十二	二十三	二十四	二十四	二十四	二十四	二十四	二十五	二十五	二十五
ナ	第三〇六〇年三月五	スラエルの迷惑へる半に往セ往て天國近くに在ど宣傳より病の者を醫し	病を癪し死たる者を興らせ鬼を逐出することをせよ爾曹價あしに受たれ	二の裏木展板も亦然うハ工人の其食物を得れ宜ありト	其中の好い人を訪て出るまで其處に留れ三人の家にいらば其平安を問	三うの家もし平安と得べき者あらバ爾曹の願ふ平安ハ其家に至らん若し	平安を受べからざる者あらば爾曹の願ふ平安ハ爾曹に歸るべしトもし爾	十五 われ誠に爾曹に告ん審判の日到ばシドムとゴモラの地れ此邑よりも	十五	十五 われ誠に爾曹に告ん審判の日到ばシドムとゴモラの地れ此邑よりも	十五	十五	十五	十五	
チ	可六〇四十三。	二十六	二十六	二十六	二十六	二十六	二十七	二十八	二十九	二十九	二十九	二十九	三十	三十	三十一
ナ	第三〇六〇年三月五	スラエルの迷惑へる半に往セ往て天國近くに在ど宣傳より病の者を醫し	病を癪し死たる者を興らせ鬼を逐出することをせよ爾曹價あしに受たれ	二の裏木展板も亦然うハ工人の其食物を得れ宜ありト	其中の好い人を訪て出るまで其處に留れ三人の家にいらば其平安を問	三うの家もし平安と得べき者あらバ爾曹の願ふ平安ハ其家に至らん若し	平安を受べからざる者あらば爾曹の願ふ平安ハ爾曹に歸るべしトもし爾	十五 われ誠に爾曹に告ん審判の日到ばシドムとゴモラの地れ此邑よりも	十五	十五 われ誠に爾曹に告ん審判の日到ばシドムとゴモラの地れ此邑よりも	十五	十五	十五	十五	
チ	可六〇四十四。	三十二	三十二	三十二	三十二	三十二	三十三	三十四	三十四	三十四	三十四	三十四	三十五	三十五	三十五
ナ	第三〇六〇年三月五	スラエルの迷惑へる半に往セ往て天國近くに在ど宣傳より病の者を醫し	病を癪し死たる者を興らせ鬼を逐出することをせよ爾曹價あしに受たれ	二の裏木展板も亦然うハ工人の其食物を得れ宜ありト	其中の好い人を訪て出るまで其處に留れ三人の家にいらば其平安を問	三うの家もし平安と得べき者あらバ爾曹の願ふ平安ハ其家に至らん若し	平安を受べからざる者あらば爾曹の願ふ平安ハ爾曹に歸るべしトもし爾	十五 われ誠に爾曹に告ん審判の日到ばシドムとゴモラの地れ此邑よりも	十五	十五 われ誠に爾曹に告ん審判の日到ばシドムとゴモラの地れ此邑よりも	十五	十五	十五	十五	
チ	可六〇四十五。	三十六	三十六	三十六	三十六	三十六	三十七	三十八	三十九	三十九	三十九	三十九	四十	四十	四十
ナ	第三〇六〇年三月五	スラエルの迷惑へる半に往セ往て天國近くに在ど宣傳より病の者を醫し	病を癪し死たる者を興らせ鬼を逐出することをせよ爾曹價あしに受たれ	二の裏木展板も亦然うハ工人の其食物を得れ宜ありト	其中の好い人を訪て出るまで其處に留れ三人の家にいらば其平安を問	三うの家もし平安と得べき者あらバ爾曹の願ふ平安ハ其家に至らん若し	平安を受べからざる者あらば爾曹の願ふ平安ハ爾曹に歸るべしトもし爾	十五 われ誠に爾曹に告ん審判の日到ばシドムとゴモラの地れ此邑よりも	十五	十五 われ誠に爾曹に告ん審判の日到ばシドムとゴモラの地れ此邑よりも	十五	十五	十五	十五	
チ	可六〇四六。	四十二	四十二	四十二	四十二	四十二	四十三	四十四	四十五	四十五	四十五	四十五	四十六	四十六	四十六

イ	太約十—〇四十二	彼を信するや答けるハ主よ然り九イエス彼等のめにて手を授て爾曹の信する	ハ	本河〇七〇前六 太約百〇四〇年十一月十六日第五	る。従つて人に知する勿れ。然ども彼等いで遍く其地にイエスの名を播ら	三	めたり。○三書者の出るところ人々に鬼に憑れたる暗黙をイエスに携來りし	ト	可三〇廿二 にも未だ斯る事へ見えり。三ハリサイの人曰けるハ彼鬼の王に籍て鬼を	チ	可六〇六路十三〇廿二 遡出せる也。○三イエス遍く鄉邑を廻其會堂にて教どなし天國の福音宣	三	傳へ民の中なる諸の病すべての疾を愈せり。三牧者なき辛の如く衆人なや	リ	可六〇卅四、 又又流離にありし故に之を見て憫みたまふ。其ご兄弟子等に曰給けるハ	三七	み又流離にありしのみあれど之を見て憫みたまふ。其ご兄弟子等に曰給けるハ	ス	路十〇二號四〇第五、 路十三里十九、路〇	領主儲イエスの十二弟子によび彼等に汚たる鬼を逐ひだし又すべて	二	の病すべての疾ひを醫す權を賜へり。二〇の十二使徒の各々左の如としだ	ル	太西〇廿一號十ニ〇三、 太西〇十八、路〇	ハハテロと名け給ひシモナの兄弟アンデレセベタの子ヤコブ
---	----------	------------------------------------	---	----------------------------	-----------------------------------	---	------------------------------------	---	---	---	--	---	-----------------------------------	---	--	----	-------------------------------------	---	-------------------------	--------------------------------	---	-----------------------------------	---	-------------------------	-----------------------------



リナ	我を接る者を尊ぶる也哉。我を接る者の我れつかはの上よげぬやうが爲めに我を遣ししゝ者を接るなり。預言者を尊ぶるを以て	四	よりの預言者を接する者の報賞をうけ義人なるを以ての義人を接する者を接する者の報賞を受へ三わが弟子あるをもて小きひとの者に傳する。	四	水うち一杯にても飲する者の誠とからぬ者に爾曹に告ぐん必定に其報いを失ひじ	四	爲めに彼等の諸邑に往り○二偕ヨハ子猶にてキリストの行し業を聞るの弟	二	子二人を彼に送して三日せけるわ來べるか爾あるか又われら他に待べ	三	きよ四エス彼等に答て曰けるわ爾曹が聞くところ見どこの事ヨハ子	四	に往て告よ。吾著者のみ敗者のゆみ頑病人の潔まり靈者死する者	五	復活されしきの福音を聞せらる。六凡我ために頤かざる者の福なる	六	〇セ彼等の歸れる後イエヨハ子の事を人々にひどく見ん	八	とて野に出しや風に動ぐるこ草ある平ハ然バ爾曹何を見んと出しあはら	九	服も着たる人あるか美衣服を着たる者の王宮に在ル然バ何を見んとて
カミ	日本三十五年正月廿七日	四	即ち日本三十五年正月廿七日	四	即ち日本三十五年正月廿七日	五	即ち日本三十五年正月廿七日	五	即ち日本三十五年正月廿七日	六	即ち日本三十五年正月廿七日	六	即ち日本三十五年正月廿七日	七	即ち日本三十五年正月廿七日	七	即ち日本三十五年正月廿七日	八	即ち日本三十五年正月廿七日	九	即ち日本三十五年正月廿七日

1

馬太傳第十二章

卷之三

キリストの云ひて此ハダビテの畜に非ざる乎ニハリサイの人云々て曰ける	三三	に難へしと有に應せん爲なり○三爰に鬼に憑たる者をイエス	レ 王下10三、	此の意を知て彼等に曰ける凡て相争ふ國に亡びて相争ふ邑や家に立	カ 本九〇四、附二〇廿五、	ペからニサタン若サタンを遡出づれば自ら相争ふなり然ば其國いかで立	シ んや若われペルセブルに由て惡鬼と遡出づべ爾舊の子弟に誰にて之	ウ 三十九〇斯九殘十九、	を遡出ずや夫かれらハ爾舊の裁判人となるべしハ若われ神の靈に由て鬼に	チ 二八
まるゆでの傷る革を折てどなく煙れる麻を燒てどなしニ異邦人も亦この名	二七	に難へしと有に應せん爲なり○三爰に鬼に憑たる者をイエス	カ 番十〇三、	の所を携來りければ此善の瘡を醫して言ひ見るやうに爲り三衆人みな奇	カ 本九〇四、附二〇廿五、	の意を知て彼等に曰ける凡て相争ふ國に亡びて相争ふ邑や家に立	シ んや若われペルセブルに由て惡鬼と遡出づべ爾舊の子弟に誰にて之	ウ 三十九〇斯九殘十九、	を遡出ずや夫かれらハ爾舊の裁判人となるべしハ若われ神の靈に由て鬼に	チ 二七
されどなく暗ことなし入街に於て其聲を開ことなしニ審判をして勝てびし	二六	みて曰けるハダビテの畜に非ざる乎ニハリサイの人云々て曰ける	カ 番七〇四十四三九、	の所を携來りければ此善の瘡を醫して言ひ見るやうに爲り三衆人みな奇	カ 本九〇四、附二〇廿五、	の意を知て彼等に曰ける凡て相争ふ國に亡びて相争ふ邑や家に立	シ んや若われペルセブルに由て惡鬼と遡出づべ爾舊の子弟に誰にて之	ウ 三十九〇斯九殘十九、	を遡出ずや夫かれらハ爾舊の裁判人となるべしハ若われ神の靈に由て鬼に	チ 二六
これが従ふ凡て疾病ある者をみな愈しナ我を人に語すこそ幻とぞ戒たり	二五	ハ此人人免の王ペルセブルを役ふに非ざれペ鬼を遡出てどなしニエス	カ 番八〇三、	此の意を知て彼等に曰ける凡て相争ふ國に亡びて相争ふ邑や家に立	カ 本九〇四、附二〇廿五、	の意を知て彼等に曰ける凡て相争ふ國に亡びて相争ふ邑や家に立	シ んや若われペルセブルに由て惡鬼と遡出づべ爾舊の子弟に誰にて之	ウ 三十九〇斯九殘十九、	を遡出ずや夫かれらハ爾舊の裁判人となるべしハ若われ神の靈に由て鬼に	チ 二五
る我が愛むる者われ之に我靈と贖ん彼異邦人に審判をして勝てびし	二四	ペからニサタン若サタンを遡出づれば自ら相争ふなり然ば其國いかで立	カ 番九〇四、附二〇廿五、	の意を知て彼等に曰ける凡て相争ふ國に亡びて相争ふ邑や家に立	カ 本九〇四、附二〇廿五、	の意を知て彼等に曰ける凡て相争ふ國に亡びて相争ふ邑や家に立	シ んや若われペルセブルに由て惡鬼と遡出づべ爾舊の子弟に誰にて之	ウ 三十九〇斯九殘十九、	を遡出ずや夫かれらハ爾舊の裁判人となるべしハ若われ神の靈に由て鬼に	チ 二四

子 本三〇三、附十日廿二、	二九	を遡出しミならハ神の國にもや爾舊に至れリテ又また勇士とまづ勝ら	ナ 太六〇四、附四〇四、	しミ我と偕なんらざる者ハ我に背き我と偕に敵する者の敵する者ハ敢すなり三足是故に	ラ 三〇廿八九	爾舊に告ん人々の凡て犯す所の罪を讀めても敵れん然そ人々の聖靈	ム 提前七〇三、	を讀てこれを承るべからず三言を以て人の子に背く者の敵するべし然そ人々の聖靈	ヰ 夫太〇四、附四〇四、	もて聖靈に背く者の今世に於ても亦來世に於ても敵るべからず三足成ハ
ナ 太六〇四、附四〇四、	三〇	れべ如何で其家に入らうの家具を奪ふことを得んや捕て後に其家を奪ふべ	シ 三十我と偕なんらざる者ハ我に背き我と偕に敵する者の敵する者ハ敢すなり三足是故に	ラ 三〇廿八九	爾舊に告ん人々の凡て犯す所の罪を讀めても敵れん然そ人々の聖靈	ム 提前七〇三、	を讀てこれを承るべからず三言を以て人の子に背く者の敵するべし然そ人々の聖靈	ヰ 夫太〇四、附四〇四、	もて聖靈に背く者の今世に於ても亦來世に於ても敵るべからず三足成ハ	
チ 三一	を遡出しミならハ神の國にもや爾舊に至れリテ又また勇士とまづ勝ら	ナ 太六〇四、附四〇四、	しミ我と偕なんらざる者ハ我に背き我と偕に敵する者の敵する者ハ敢すなり三足是故に	ラ 三〇廿八九	爾舊に告ん人々の凡て犯す所の罪を讀めても敵れん然そ人々の聖靈	ム 提前七〇三、	を讀てこれを承るべからず三言を以て人の子に背く者の敵するべし然そ人々の聖靈	ヰ 夫太〇四、附四〇四、	もて聖靈に背く者の今世に於ても亦來世に於ても敵るべからず三足成ハ	
ツ 三二	を遡出しや夫かれらハ爾舊の裁判人となるべしハ若われ神の靈に由て鬼に	ナ 太六〇四、附四〇四、	しミ我と偕なんらざる者ハ我に背き我と偕に敵する者の敵する者ハ敢すなり三足是故に	ラ 三〇廿八九	爾舊に告ん人々の凡て犯す所の罪を讀めても敵れん然そ人々の聖靈	ム 提前七〇三、	を讀てこれを承るべからず三言を以て人の子に背く者の敵するべし然そ人々の聖靈	ヰ 夫太〇四、附四〇四、	もて聖靈に背く者の今世に於ても亦來世に於ても敵るべからず三足成ハ	
エ 三三	を遡出ずや夫かれらハ爾舊の裁判人となるべしハ若われ神の靈に由て鬼に	ナ 太六〇四、附四〇四、	しミ我と偕なんらざる者ハ我に背き我と偕に敵する者の敵する者ハ敢すなり三足是故に	ラ 三〇廿八九	爾舊に告ん人々の凡て犯す所の罪を讀めても敵れん然そ人々の聖靈	ム 提前七〇三、	を讀てこれを承るべからず三言を以て人の子に背く者の敵するべし然そ人々の聖靈	ヰ 夫太〇四、附四〇四、	もて聖靈に背く者の今世に於ても亦來世に於ても敵るべからず三足成ハ	

ヨハネ福音記第十五章	三	「 <u>汝等は</u> 坐せしに二舟の上に立て。」 <u>イエス</u> 家を出でて海邊に坐せしに二舟の人々彼に集來ければ	正 可十四〇日至せ 路八〇四
シ 利未記第十五章	四	「 <u>汝等は</u> 坐せしに二舟の上に立て。」 <u>イエス</u> 家を出でて海邊に坐せしに二舟の人々彼に集來ければ	正 可十四〇日至せ 路八〇四
シ 利未記第十五章	五	是わが母わが兄弟なり互蓋すべて我が天に在す父の旨を行ふ者は是もが	正 可十四〇日至せ 路八〇四
シ 利未記第十五章	六	兄弟わが姉妹わが母なれば也	正 可十四〇日至せ 路八〇四
シ 利未記第十五章	七	人々に語ぬ種安く者播に出し曰播るどき路の旁に遣し種わり空中の鳥	正 可十四〇日至せ 路八〇四
シ 利未記第十五章	八	日の出しとき灼れしかべ根あきが故に柄たりヒまた穀の中に遺し種わり	正 可十四〇日至せ 路八〇四
セ 利未記第十五章	九	あるひれ六十倍あるひ三十倍せり且ありて聽ゆる者の聽べし子	正 可十四〇日至せ 路八〇四
セ 利未記第十五章	十	等きたりて彼に曰ける何故に譬をもて彼等に語り給ふや答て曰ける	正 可十四〇日至せ 路八〇四
セ 利未記第十五章	十一	ハ爾當に天國の奥義を知ることを子たまへ給されば	正 可十四〇日至せ 路八〇四
セ 利未記第十五章	十二	うれ有る者へ予られてあは餘あり無有者へるの有る物をも奪るも亦彼	正 可十四〇日至せ 路八〇四
セ 利未記第十五章	十三	等ひ観ても見ず禮ても禮ぞ悟ざるが故に我等を以て彼等に語れりテ	正 可十四〇日至せ 路八〇四
セ 利未記第十五章	十四	ら等ひ觀ても見ず禮とも禮ぞ悟ざるが故に我等を以て彼等に語れりテ	正 可十四〇日至せ 路八〇四

ハ	ヨハネ福音記三〇章六節	心にて悟り改めて我に醫されんことを想うの心を頑し耳を蔽ひ目を開け
ホ	路十章三十一節	よりと云しに應へリナガラめのみならぬ耳に聞き聞が故に福ありナガラ
ヘ	ヨハネ福音記三〇章十節	誠に爾曹に告ん多の預言者ど義人ハ爾曹が見てころを見んせしたりが
タ	四福音記三三章十節	見ることを得す爾曹が聞き聞てころを聞きしに聞てこそを得ざりミハ故
リチト	四福音記三三章三節	に爾曹播種の譬を聽ナ天國の教を開て悟らざれバ惡鬼さたりてその心に播
ルテ	何第五十八〇二可六〇节	れたる種を奪ふ是路の旁に播たる種ありニ確拠に播れたる種ハ
ヨナ	可十二〇六可二〇节	速かに喜び受けモニ己に根なければましに教を聞かば暫時のみ教の爲に患難あるひ
ヨナ	可十二〇七、九	迫らるゝ事の起る時の忽ち道に蘇く者ありニまたたる中に播れたる種ハ
ヨナ	可十二〇八、九	是教を聽る者此世の思慮と貲財の惑に教を蔽れて實らざる者ありニ沃穀
ヨナ	可十二〇九、十	に播れたる種は是教を聽て悟り實をもむるひ六十倍あるひニ沃穀
ヨナ	可十二〇九、十	ひニ三十倍する者あり○二日また譬を彼等に示して曰けるハ天國の人間に
ヨナ	可十二〇九、十	主よ畠に之を撒きし如伺して神子ある乎ニ僕に曰けるハ敵人て
レ	福音四〇五、	れど行り僕土人に曰けるハ然らば我傳ゆきて之を抜わつむるハ宜かニ否
ヨナ	可十二〇九、十	おろらくハ爾曹種子を撒あつめんとて實をも共に拠へし三日收穫まで一
ヨナ	可十二〇九、十	がら長おけ我かりいれの時まづ神子を抜集て焚ん爲に之を束ね麥をば我が
ヨナ	可十二〇九、十	倉に收よどキ者に言ん○二日また譬を彼等に示して曰けるハ天國の如
ヨナ	可十二〇九、十	けられて天國の種の如し婦これまで此等の事を衆人に語たまへ暨にあらざれば
ナ	福音五〇六節	ナリニエス曆ともて凡て此等の事を衆人に語たまへ暨にあらざれば
ムラ	福音七〇五節	語り給ひホニこれ預言者に託て我曆を設て日を啓さ世の始より隱たる事
ヨナ	可十二〇九、十	入り其弟子たりて曰けるハ畠の種子の譬を我傳に解たまへモ之に答へて

カ	可四〇六節十九	美種を播に似たりニ人々の眞たる間に其敵たり麥の中に種子を播て去
ヨナ	可四〇七節四〇、路十二〇	し人これを取て畠に播ベニ萬の種よりも小けれともはかく他草より大
ヨナ	可四〇七節四〇、路十二〇	にして天空の鳥きたり其枝に宿候の樹である也○二日また譬を彼等に語
ヨナ	可四〇七節四〇、路十二〇	けるハ天國の種の如し婦これまで此等の事を衆人に語たまへ暨にあらざれば
ナ	福音五〇六節	ナリニエス曆ともて凡て此等の事を衆人に語たまへ暨にあらざれば
ムラ	福音七〇五節	語り給ひホニこれ預言者に託て我曆を設て日を啓さ世の始より隱たる事
ヨナ	可四〇九節	を入れるものでしよりて曰けるハ畠の種子の譬を我傳に解たまへモ之に答へて
ヨナ	可四〇九節	を言出さんと云れたるに應せん爲なり○二日又エス衆人を歸して室に
カ	本五十章五十六	カ

三十九	曰けられ種を播く人の子なり <sup>ハ</sup> 此の世界なり <sup>ハ</sup> 此の世界より美種なり是天國の諸	ルカ第十八章 本世八十八世 ノ井
四十	刈るのてんつかひ者なし天の使等なり <sup>ハ</sup> 種子の穀て火に焚る如く此世の末に於ても此の如	マヤ 大本三十二、第十世 カナダ
四十一	くあるべし <sup>ハ</sup> 人の子うの使者たち遣して其國の中より凡て蹕跡 <small>スル</small> する	マヤ 大本三十三、第十世 カナダ
四十二	者また患をあす人を斬め <sup>ハ</sup> 之を爐の火に投げべし其處にて哀哭歎する	マヤ 大本三十四、第十世 カナダ
四十三	此と有ん <sup>ハ</sup> 此とぞ義人 <sup>ハ</sup> 其父の國に於ひひとぞ <sup>ハ</sup> 此の <sup>ハ</sup> 其處にて哀哭歎する	カナダ 本世二十二、第十九世 カナダ
四十四	者ひとぞ <sup>ハ</sup> 其所有を盡く賣てうの烟を買ふり <sup>ハ</sup> 此とぞ <sup>ハ</sup> 此の <sup>ハ</sup> 其處にて哀哭歎する	カナダ 本世二十三、第二十世 カナダ
四十五	び歸り <sup>ハ</sup> 其所有を盡く賣てうの烟を買ふり <sup>ハ</sup> 此とぞ <sup>ハ</sup> 此の <sup>ハ</sup> 其處にて哀哭歎する	カナダ 本世二十三、第二十世 カナダ
四十六	する商人の如し <sup>ハ</sup> 其所有を盡く賣てうの烟を買ふり <sup>ハ</sup> 此とぞ <sup>ハ</sup> 此の <sup>ハ</sup> 其處にて哀哭歎する	カナダ 本世二十三、第二十世 カナダ
四十七	買ふり <sup>ハ</sup> 此とぞ <sup>ハ</sup> 天國の海に投て各様の魚をとる網の如し <sup>ハ</sup> 此とぞ <sup>ハ</sup> 此の <sup>ハ</sup> 其處にて哀哭歎する	カナダ 本世二十三、第二十世 カナダ
四十八	此の如ならん天の使等いで <sup>ハ</sup> 其處にて哀哭歎する	アキラ 里田二十世二十三 日本
四十九	て此人 <sup>ハ</sup> の智慧 <sup>ハ</sup> 思ひ <sup>ハ</sup> 此とぞ <sup>ハ</sup> 此の <sup>ハ</sup> 其處にて哀哭歎する	カナダ 本世二十三、第二十世 カナダ
五十	エス此譬を言畢て此を去り <sup>ハ</sup> 其故士に教しに人々奇み曰	カナダ 本世二十三、第二十世 カナダ
五十一	キ <sup>ハ</sup> 教られたる學者は新き物と舊き物どを其庫より出する家 <sup>ハ</sup> 主の如し <sup>ハ</sup> 此とぞ <sup>ハ</sup> 此の <sup>ハ</sup> 其處にて哀哭歎する	カナダ 本世二十三、第二十世 カナダ
五十二	皆悟しや彼に曰け <sup>ハ</sup> 主より <sup>ハ</sup> ス彼等に曰けるハ然べ天國について	カナダ 本世二十三、第二十世 カナダ
五十三	此とぞ <sup>ハ</sup> 此の <sup>ハ</sup> 其處にて哀哭歎する	カナダ 本世二十三、第二十世 カナダ
五十四	エス此の如 <sup>ハ</sup> 此の <sup>ハ</sup> 其處にて哀哭歎する	カナダ 本世二十三、第二十世 カナダ
五十五	其母マリア <sup>ハ</sup> 其兄弟 <sup>ハ</sup> ヤコブヨセシモンユダに非ずや <sup>ハ</sup> 其姉等 <sup>ハ</sup> 皆我隣	カナダ 本世二十三、第二十世 カナダ
五十六	それを <sup>ハ</sup> 此人 <sup>ハ</sup> の智慧 <sup>ハ</sup> 思ひ <sup>ハ</sup> 此とぞ <sup>ハ</sup> 此の <sup>ハ</sup> 其處にて哀哭歎する	カナダ 本世二十三、第二十世 カナダ
五十七	七里光 <sup>ハ</sup> 路四〇廿四、	カナダ 本世二十三、第二十世 カナダ
五十八	て之を棄 <sup>ハ</sup> ス彼等に曰けるハ預言者の如 <sup>ハ</sup> 此とぞ <sup>ハ</sup> 此の <sup>ハ</sup> 其處にて哀哭歎する	カナダ 本世二十三、第二十世 カナダ
五十九	これ <sup>ハ</sup> 彼等が信ぶることあり <sup>ハ</sup> 此とぞ <sup>ハ</sup> 此の <sup>ハ</sup> 其處にて哀哭歎する	カナダ 本世二十三、第二十世 カナダ
六十	是 <sup>ハ</sup> バヌスマのヨハ子あり <sup>ハ</sup> 彼死より <sup>ハ</sup> たり故に異なる能ひを <sup>ハ</sup> 此とぞ <sup>ハ</sup> 此の <sup>ハ</sup> 其處にて哀哭歎する	カナダ 本世二十三、第二十世 カナダ
六十一	前さき <sup>ハ</sup> ローテ <sup>ハ</sup> の兄弟 <sup>ハ</sup> リボの妻 <sup>ハ</sup> ローテ <sup>ハ</sup> の事に由てヨハ子を捕へ縛て獄	カナダ 本世二十三、第二十世 カナダ
六十二	に入たり <sup>ハ</sup> 此れヨハ子ヘローテ <sup>ハ</sup> 此女を娶るに宜しからず <sup>ハ</sup> 云して因 <sup>ハ</sup> 彼	カナダ 本世二十三、第二十世 カナダ
六十三	ヨハ子を殺 <sup>ハ</sup> なんぞ欲せ民これを預言者とするにより彼等を懲たりしが六	カナダ 本世二十三、第二十世 カナダ

五十四	接入べし其處にて哀哭歎する <sup>ハ</sup> 有ん <sup>ハ</sup> ス彼等に曰けるハ此事を	アキラ 里田二十世二十三 日本
五十五	此の如ならん天の使等いで <sup>ハ</sup> 其處にて哀哭歎する <sup>ハ</sup> 有ん <sup>ハ</sup> ス彼等に曰けるハ此を	アキラ 里田二十世二十三 日本
五十六	て此人 <sup>ハ</sup> の智慧 <sup>ハ</sup> 思ひ <sup>ハ</sup> 此とぞ <sup>ハ</sup> 此の <sup>ハ</sup> 其處にて哀哭歎する	アキラ 里田二十世二十三 日本
五十七	其母マリア <sup>ハ</sup> 其兄弟 <sup>ハ</sup> ヤコブヨセシモンユダに非ずや <sup>ハ</sup> 其姉等 <sup>ハ</sup> 皆我隣	アキラ 里田二十世二十三 日本
五十八	これを <sup>ハ</sup> 此人 <sup>ハ</sup> の智慧 <sup>ハ</sup> 思ひ <sup>ハ</sup> 此とぞ <sup>ハ</sup> 此の <sup>ハ</sup> 其處にて哀哭歎する	アキラ 里田二十世二十三 日本
五十九	これ <sup>ハ</sup> 彼等が信ぶることあり <sup>ハ</sup> 此とぞ <sup>ハ</sup> 此の <sup>ハ</sup> 其處にて哀哭歎する	アキラ 里田二十世二十三 日本
六十	前さき <sup>ハ</sup> ローテ <sup>ハ</sup> の兄弟 <sup>ハ</sup> リボの妻 <sup>ハ</sup> ローテ <sup>ハ</sup> の事に由てヨハ子を捕へ縛て獄	アキラ 里田二十世二十三 日本
六十一	に入たり <sup>ハ</sup> 此れヨハ子ヘローテ <sup>ハ</sup> 此女を娶るに宜しからず <sup>ハ</sup> 云して因 <sup>ハ</sup> 彼	アキラ 里田二十世二十三 日本
六十二	ヨハ子を殺 <sup>ハ</sup> なんぞ欲せ民これを預言者とするにより彼等を懲たりしが六	アキラ 里田二十世二十三 日本

八七	ヘロデ誕生の日を祝へる時ヘロデヤの女うの座上にて舞をなしヘロデを懼はせられバセウル物にても戒に住て子んじヘロデに書たり女を
八八	母の勧めりしに因パブスマのヨハ子の首を益に載て此に賜れど曰ル
八九	王娶けれども既て書たる所列れる者の爲に予ふと命じテ即ち人を遣し獄に於てヨハ子の首を斬せラるの旨を益に載て女に予ければ女
九〇	之を其母に捧たりヨハ子の弟子等來りて屍を取これを葬り往てヨハス
九一	に告ヨハスこれぞ開て人をさけ舟に登て其處を去さびしき處に往給ひ
九二	しが衆人きみて歩行にて彼に従へリヨハス出て多くの人を見て之を憫
九三	み其病者を醫せりヨハ日くると時其弟子きたりて曰ける此の寂莫と云
九四	るにして時もそや連し諸邑に往て自ら食を求せん爲に人々を去しめよ
九五	セハ司六十五世二里ヨハス
九六	エス彼等に曰ける人々往すとも可爾昔之に食を予ふと答へる我
九七	傳此にたゞ五のパンと二の魚あるのみヨハス曰ける其と此に携來れ
九八	十九遙に衆人に命じて草の上に坐しめ五のパンと二の魚をとり天を仰て謝
九九	三十本多の浦六百九〇十

三	處の人にイエスを講て遍く四方に人を遣し凡て病の者を携へ來らしむ	耶路撒冷時におけるイエスの学びとパリサイの人の遺傳によりて神の誠を犯すを	耶路撒冷時における父母を敬へ又父母を害する者に殺さるべしと	ナ 番廿九十三 チ 聖百九〇百廿六、 リ 出廿〇七利廿九
四	答へばからしに曰けるの爾曹へ亦なんちらの遺傳にからぬしも神の誠を犯すを	然るに爾曹へ曰て凡て凡て父母に對なんちも養ふ可もの禮物を	近き居にて我を敬へとも其心の我に違ひ八人の誠を教へなしして	ラ 四三〇十八番二三〇 ム 十四〇四十七世、 オ 十四〇四十五番四〇
五	宣給へり五突然に爾曹へ曰て凡て凡て父母に對なんちも養ふ可もの禮物を	はなりと云バ父の災母を敬へずとも可とす斯て爾曹遣傳により神の誠を	廣くせり七偽善者よイザヤハ能なんぢに就て預言しア此民の口にて我	ナ 番廿九十三 チ 聖百九〇百廿六、 リ 出廿〇七利廿九
六	はなりと云バ父の災母を敬へずとも可とす斯て爾曹遣傳により神の誠を	かくするに我を拜すと云アエス人々を召して彼等に曰けるハ聽て悟れア	に入る人の人を汚さずより出るものも是人を汚す不ア弟子を	カ 四三〇六、 オ 雜三〇六、 ム 十四〇四十七世、 エ 非 常三〇六書、 ノ 太三〇六書、 シ 平凡て曰けたまへ六イエス曰けるハ爾曹も未だ悟
七	はなりと云バ父の災母を敬へずとも可とす斯て爾曹遣傳により神の誠を	徒に我を拜すといへアエス人々を召して彼等に曰けるハ聽て悟れア	スにて皆て曰けたまへ此譬を我解たまへ六イエス曰けるハ爾曹も未だ悟	カ 四三〇六、 オ 雜三〇六書、 ム 十四〇四十七世、 エ 非 常三〇六書、 ノ 太三〇六書、 シ 平凡て曰けたまへ六イエス曰けるハ爾曹も未だ悟

四	わが天の父の植ざる者のみを抜るべし四彼等を棄しおけ著者の相する	者あり若めしびのも著者の相せペ二人とも満ておけ著者の相する	さる平凡て曰く入もの腹を運て廻に落るを未だ知るかハロイエ	カ 四三〇六、 オ 雜三〇六書、 ム 十四〇四十七世、 エ 非 常三〇六書、 ノ 太三〇六書、 シ 平凡て曰けたまへ六イエス曰けるハ爾曹も未だ悟
五	著者あり若めしびのも著者の相せペ二人とも満ておけ著者の相する	スにて皆て曰けたまへ此譬を我解たまへ六イエス曰けるハ爾曹も未だ悟	さる平凡て曰く入もの腹を運て廻に落るを未だ知るかハロイエ	カ 四三〇六、 オ 雜三〇六書、 ム 十四〇四十七世、 エ 非 常三〇六書、 ノ 太三〇六書、 シ 平凡て曰けたまへ六イエス曰けるハ爾曹も未だ悟
六	著者あり若めしびのも著者の相せペ二人とも満ておけ著者の相する	スにて皆て曰けたまへ此譬を我解たまへ六イエス曰けるハ爾曹も未だ悟	さる平凡て曰く入もの腹を運て廻に落るを未だ知るかハロイエ	カ 四三〇六、 オ 雜三〇六書、 ム 十四〇四十七世、 エ 非 常三〇六書、 ノ 太三〇六書、 シ 平凡て曰けたまへ六イエス曰けるハ爾曹も未だ悟
七	著者あり若めしびのも著者の相せペ二人とも満ておけ著者の相する	スにて皆て曰けたまへ此譬を我解たまへ六イエス曰けるハ爾曹も未だ悟	さる平凡て曰く入もの腹を運て廻に落るを未だ知るかハロイエ	カ 四三〇六、 オ 雜三〇六書、 ム 十四〇四十七世、 エ 非 常三〇六書、 ノ 太三〇六書、 シ 平凡て曰けたまへ六イエス曰けるハ爾曹も未だ悟

エ	太田の三九郎九郎	云々遙にイエス答て曰ひをもんをもおもかへる婦よ爾の信仰へ大なり願の如く爾に成べし此	ア	太田の三九郎九郎	時より其女い丈たり○三九イエス此を去ガリヤの海邊にゆき山に登りて坐せり三十餘の人々漁者晝者瘡者殘缺者および各様の疾病ある者を伴ひたれりイエスの足下に置けられば即ち之を醫しゆ三足に於て瘡者のもひに残疾ひい丈もひに居て三日にして食ふものなし飢させて去しむることを欲する娘と偕む彼等わざと何處より得んや三九イエス人々に命じて地に坐しめ三七のハシと魚を取て勧しぞれを譽でし其弟子に子しかば弟子これを入れに子ふ三七は魚をとり餘の肩を拾して七の籠に盛り三籠之を食ふもの娘と孩子の外に四千八百人あり乞三九イエス人々を去しめ舟に登てマグダラの境に至れりキ耶路撒冷三十三番十冊三五	二	我傍にて見せよと曰けれハニ彼等に答へるハリサイとサドカイの人々を試んとて天の体徵を言ひ三五晨に朝紅空た雲に由て今日雨あらんといふ偽者者空の	三	我傍にて見せよと曰けれハニ彼等に答へるハリサイとサドカイの人々を試んとて天の体徵を言ひ三五晨に朝紅空た雲に由て今日雨あらんといふ偽者者空の	四	景色を別てぞを知て時の休徵を別ら能ひさる乎國姦惡ある世休徵を求るども預言者ヨナの休徵の徴か休徵を予られじ遂て彼等を離れて去ぬ○	五	五りの弟子もかふの岸に到しにハシを携ふることを止まりエス彼等	六五	七に曰けるハリ心してハリサイとサドカイの人の麅醉を憚めよセ弟子たが	七	七のハシを子しとき幾籠びるひしや爾曹これを記せるかハリサイとサ	八	けるの信仰うすき者よ何ぞ互にハシを携へぎりしこじを論ずる平ガ未だ	九	トカイハ人の麅醉と憚めどりハシにつきて書るに非るを何不憚らひる十三	十	是に於て弟子の麅醉にのからでハリサイとサドカイの人敬を謹めど
---	----------	---	---	----------	---	---	---	---	---	---	---	---	--------------------------------	----	-----------------------------------	---	---------------------------------	---	----------------------------------	---	-----------------------------------	---	--------------------------------

十五	言ひて曰けるへ人々の子を誰と言や <sup>テ</sup> 彼等いひけるへあるへ人へ <sup>テ</sup> アリビ	マのヨ子ハ或人へエリヤ或人へエリミヤまた預言者のへ人なりと、言りテス	スルハキセ、路九〇十
十六	彼等に曰けるハ爾昔ハ我を言て誰ぞする平 <sup>テ</sup> モシモンペテロ答へるハ爾ハ	キリスト活神の子ありテイエス答て彼に曰けるハヨナの子シモンハ	ハキセ、路一〇四、五、六
十七	福なり蓋皿肉あんちに示せるに非す天に在す吾父あり <sup>テ</sup> 我はた爾に告	ん爾ハ <sup>テ</sup> ロあり我が教會とこの磐の上に建べし陰府の門ハ之に勝つべか	ハキセ、路一〇四、五、六
十八	ト <sup>テ</sup> 我を <sup>テ</sup> 天國の端を爾にて <sup>テ</sup> なれば <sup>テ</sup> 我地に於て樂こと <sup>テ</sup> 天に於ても釋べし <sup>テ</sup> 遂に其弟子を戒めけるハ我を	んちが地に於て釋ど <sup>テ</sup> 天に於ても釋べし <sup>テ</sup> 遂に其弟子を戒めけるハ我を	リチ 路九〇世二五、六
十九	キリスト <sup>テ</sup> 人 <sup>テ</sup> 告ると勿れ○此時よりイエス <sup>テ</sup> 其弟子に <sup>テ</sup> エルサレム	て往て長老祭司の長學者等より多の苦みを受 <sup>テ</sup> る <sup>テ</sup> 我地に於て <sup>テ</sup> 我兄弟 <sup>テ</sup> 此事爾に來	トヘ 路九〇世二五、七
二十	必ずべき事を示し始む <sup>テ</sup> ペテロイエスを援めて主より宣ら <sup>テ</sup> 此事爾に來	る汝じと曰けれバ <sup>テ</sup> 三イエス反顧てペテロに曰たまひけるハサタンよ我後	リチ 路九〇世二五、八
二十一	ト <sup>テ</sup> 我 <sup>テ</sup> 天國の端を爾にて <sup>テ</sup> なれば <sup>テ</sup> 我地に於て樂こと <sup>テ</sup> 天に於ても釋べし <sup>テ</sup> 遂に其弟子を戒めけるハ我を	めすべき事を示し始む <sup>テ</sup> ペテロイエスを援めて主より宣ら <sup>テ</sup> 此事爾に來	リチ 路九〇世二五、九
二十二	ト <sup>テ</sup> 我 <sup>テ</sup> 天國の端を爾にて <sup>テ</sup> なれば <sup>テ</sup> 我地に於て樂こと <sup>テ</sup> 天に於ても釋べし <sup>テ</sup> 遂に其弟子を戒めけるハ我を	る汝じと曰けれバ <sup>テ</sup> 三イエス反顧てペテロに曰たまひけるハサタンよ我後	リチ 路九〇世二五、十

二十三	て我に從へ <sup>テ</sup> 三蓋生命を保全せんとする者の之を失ひ我ために其生命を失	イエス其弟子に曰けるハ若我に從へんと欲ふ者の己を棄 <sup>テ</sup> るの十字架を負	タル 太十世九〇九五〇十
二十四	て我に從へ <sup>テ</sup> 三蓋生命を保全せんとする者の之を失ひ我ために其生命を失	アス <sup>テ</sup> 其弟子に曰けるハ若我に從へんと欲ふ者の己を棄 <sup>テ</sup> るの十字架を負	タル 太十世九〇九五〇十
二十五	て我に從へ <sup>テ</sup> 三蓋生命を保全せんとする者の之を失ひ我ために其生命を失	アス <sup>テ</sup> 其弟子に曰けるハ若我に從へんと欲ふ者の己を棄 <sup>テ</sup> るの十字架を負	タル 太十世九〇九五〇十
二十六	わらん平 <sup>テ</sup> ひた人 <sup>テ</sup> に以 <sup>テ</sup> もとも <sup>テ</sup> 易んや <sup>テ</sup> ろれ人の子の父の榮光を以	わらん平 <sup>テ</sup> ひた人 <sup>テ</sup> に以 <sup>テ</sup> もとも <sup>テ</sup> 易んや <sup>テ</sup> ろれ人の子の父の榮光を以	カル 太正五〇世七〇九五〇十
二十七	て其使等 <sup>テ</sup> ど借に來らん其時おの <sup>テ</sup> の行に由て報ゆべし <sup>テ</sup> 誠に爾昔に告	その使等 <sup>テ</sup> ど借に來らん其時おの <sup>テ</sup> の行に由て報ゆべし <sup>テ</sup> 誠に爾昔に告	カル 太正五〇世七〇九五〇十
二十八	人々の子其國を以て來るを見せて此に立ちもの <sup>テ</sup> 中 <sup>テ</sup> 死ざる者あるべし	人々の子其國を以て來るを見せて此に立ちもの <sup>テ</sup> 中 <sup>テ</sup> 死ざる者あるべし	タル 太十世九〇九五〇十
二十九	山 <sup>テ</sup> に登 <sup>テ</sup> 給し <sup>テ</sup> がニ彼等 <sup>テ</sup> の前 <sup>テ</sup> て其容貌 <sup>テ</sup> からり其面目の如く輝き其衣 <sup>テ</sup> 白	山 <sup>テ</sup> に登 <sup>テ</sup> 給し <sup>テ</sup> がニ彼等 <sup>テ</sup> の前 <sup>テ</sup> て其容貌 <sup>テ</sup> からり其面目の如く輝き其衣 <sup>テ</sup> 白	タル 太十世九〇九五〇十
三十	く光れり <sup>テ</sup> モ <sup>テ</sup> セ <sup>テ</sup> エリヤ現れて <sup>テ</sup> エスと偕に語ぬ <sup>テ</sup> ペテロ答てイエス	く光れり <sup>テ</sup> モ <sup>テ</sup> セ <sup>テ</sup> エリヤ現れて <sup>テ</sup> エスと偕に語ぬ <sup>テ</sup> ペテロ答てイエス	タル 太十世九〇九五〇十
三十一	に曰けるの主より我儕こそ居 <sup>テ</sup> 善もしく能て <sup>テ</sup> 其體にて通れ <sup>テ</sup> 我儕に三の處 <sup>テ</sup> と <sup>テ</sup> 連せ	に曰けるの主より我儕こそ居 <sup>テ</sup> 善もしく能て <sup>テ</sup> 其體にて通れ <sup>テ</sup> 我儕に三の處 <sup>テ</sup> と <sup>テ</sup> 連せ	タル 太十世九〇九五〇十
三十二	なまへ <sup>テ</sup> 主のため <sup>テ</sup> モ <sup>テ</sup> セ <sup>テ</sup> エリヤの爲にせん <sup>テ</sup> 如 <sup>テ</sup> 此へ <sup>テ</sup> 我旨に適ふわ	なまへ <sup>テ</sup> 主のため <sup>テ</sup> モ <sup>テ</sup> セ <sup>テ</sup> エリヤの爲にせん <sup>テ</sup> 如 <sup>テ</sup> 此へ <sup>テ</sup> 我旨に適ふわ	タル 太十世九〇九五〇十

三十三	る時から <sup>テ</sup> やけ雲 <sup>テ</sup> かれらぞ蔽 <sup>テ</sup> ふ聲雲より出で言 <sup>テ</sup> ひ此に我旨に適ふわ	る時から <sup>テ</sup> やけ雲 <sup>テ</sup> かれらぞ蔽 <sup>テ</sup> ふ聲雲より出で言 <sup>テ</sup> ひ此に我旨に適ふわ	ナル 太十世九〇九五〇十
三十四	予能 <sup>テ</sup> セ <sup>テ</sup> モ <sup>テ</sup> セ <sup>テ</sup> エリヤの爲にせん <sup>テ</sup> 如 <sup>テ</sup> 此へ <sup>テ</sup> 我旨に適ふわ	予能 <sup>テ</sup> セ <sup>テ</sup> モ <sup>テ</sup> セ <sup>テ</sup> エリヤの爲にせん <sup>テ</sup> 如 <sup>テ</sup> 此へ <sup>テ</sup> 我旨に適ふわ	ナル 太十世九〇九五〇十
三十五	に曰けるの主より我儕こそ居 <sup>テ</sup> 善もしく能て <sup>テ</sup> 其體にて通れ <sup>テ</sup> 我儕に三の處 <sup>テ</sup> と <sup>テ</sup> 連せ	に曰けるの主より我儕こそ居 <sup>テ</sup> 善もしく能て <sup>テ</sup> 其體にて通れ <sup>テ</sup> 我儕に三の處 <sup>テ</sup> と <sup>テ</sup> 連せ	ナル 太十世九〇九五〇十
三十六	く光れり <sup>テ</sup> モ <sup>テ</sup> セ <sup>テ</sup> エリヤ現れて <sup>テ</sup> エスと偕に語ぬ <sup>テ</sup> ペテロ答てイエス	く光れり <sup>テ</sup> モ <sup>テ</sup> セ <sup>テ</sup> エリヤ現れて <sup>テ</sup> エスと偕に語ぬ <sup>テ</sup> ペテロ答てイエス	ナル 太十世九〇九五〇十
三十七	に曰けるの主より我儕こそ居 <sup>テ</sup> 善もしく能て <sup>テ</sup> 其體にて通れ <sup>テ</sup> 我儕に三の處 <sup>テ</sup> と <sup>テ</sup> 連せ	に曰けるの主より我儕こそ居 <sup>テ</sup> 善もしく能て <sup>テ</sup> 其體にて通れ <sup>テ</sup> 我儕に三の處 <sup>テ</sup> と <sup>テ</sup> 連せ	ナル 太十世九〇九五〇十
三十八	人 <sup>テ</sup> の子其國を以て來るを見せて此に立ちもの <sup>テ</sup> 中 <sup>テ</sup> 死ざる者あるべし	人 <sup>テ</sup> の子其國を以て來るを見せて此に立ちもの <sup>テ</sup> 中 <sup>テ</sup> 死ざる者あるべし	タル 太十世九〇九五〇十
三十九	六日 <sup>テ</sup> の後 <sup>テ</sup> エスペテロヤコブの兄弟ヨハ子を伴ひ人を避 <sup>テ</sup> か <sup>ム</sup>	六日 <sup>テ</sup> の後 <sup>テ</sup> エスペテロヤコブの兄弟ヨハ子を伴ひ人を避 <sup>テ</sup> か <sup>ム</sup>	タル 太十世九〇九五〇十
四十	タルハ <sup>テ</sup> 三蓋 <sup>テ</sup> 生 <sup>テ</sup> 命 <sup>テ</sup> を保全せんとする者の之を失ひ我ために其生命を失	タルハ <sup>テ</sup> 三蓋 <sup>テ</sup> 生 <sup>テ</sup> 命 <sup>テ</sup> を保全せんとする者の之を失ひ我ために其生命を失	タル 太十世九〇九五〇十
四十一	て我に從へ <sup>テ</sup> 三蓋 <sup>テ</sup> 生 <sup>テ</sup> 命 <sup>テ</sup> を保全せんとする者の之を失ひ我ために其生命を失	て我に從へ <sup>テ</sup> 三蓋 <sup>テ</sup> 生 <sup>テ</sup> 命 <sup>テ</sup> を保全せんとする者の之を失ひ我ために其生命を失	タル 太十世九〇九五〇十
四十二	タルハ <sup>テ</sup> 三蓋 <sup>テ</sup> 生 <sup>テ</sup> 命 <sup>テ</sup> を保全せんとする者の之を失ひ我ために其生命を失	タルハ <sup>テ</sup> 三蓋 <sup>テ</sup> 生 <sup>テ</sup> 命 <sup>テ</sup> を保全せんとする者の之を失ひ我ために其生命を失	タル 太十世九〇九五〇十
四十三	タルハ <sup>テ</sup> 三蓋 <sup>テ</sup> 生 <sup>テ</sup> 命 <sup>テ</sup> を保全せんとする者の之を失ひ我ために其生命を失	タルハ <sup>テ</sup> 三蓋 <sup>テ</sup> 生 <sup>テ</sup> 命 <sup>テ</sup> を保全せんとする者の之を失ひ我ために其生命を失	タル 太十世九〇九五〇十
四十四	タルハ <sup>テ</sup> 三蓋 <sup>テ</sup> 生 <sup>テ</sup> 命 <sup>テ</sup> を保全せんとする者の之を失ひ我ために其生命を失	タルハ <sup>テ</sup> 三蓋 <sup>テ</sup> 生 <sup>テ</sup> 命 <sup>テ</sup> を保全せんとする者の之を失ひ我ために其生命を失	タル 太十世九〇九五〇十
四十五	タルハ <sup>テ</sup> 三蓋 <sup>テ</sup> 生 <sup>テ</sup> 命 <sup>テ</sup> を保全せんとする者の之を失ひ我ために其生命を失	タルハ <sup>テ</sup> 三蓋 <sup>テ</sup> 生 <sup>テ</sup> 命 <sup>テ</sup> を保全せんとする者の之を失ひ我ために其生命を失	タル 太十世九〇九五〇十
四十六	タルハ <sup>テ</sup> 三蓋 <sup>テ</sup> 生 <sup>テ</sup> 命 <sup>テ</sup> を保全せんとする者の之を失ひ我ために其生命を失	タルハ <sup>テ</sup> 三蓋 <sup>テ</sup> 生 <sup>テ</sup> 命 <sup>テ</sup> を保全せんとする者の之を失ひ我ために其生命を失	タル 太十世九〇九五〇十
四十七	タルハ <sup>テ</sup> 三蓋 <sup>テ</sup> 生 <sup>テ</sup> 命 <sup>テ</sup> を保全せんとする者の之を失ひ我ために其生命を失	タルハ <sup>テ</sup> 三蓋 <sup>テ</sup> 生 <sup>テ</sup> 命 <sup>テ</sup> を保全せんとする者の之を失ひ我ために其生命を失	タル 太十世九〇九五〇十

新約全書 馬太傳第十七章 自廿四至廿七章五節 四十七

## 新約全書

馬太傳第十七章 自六至十八節

四十八

ラ	セセニヨ十九節三〇	イエスのはか一人とも見ざりき〇山を下る時にイエス彼等に命じて
ム	但以諾〇十八	イエス來りて彼等に手を接おきよ惟るゝ勿れど曰ければ其自ら舉し
ウ	本十六〇	人の子の死より甦るまで爾曹の見し事を人に告べからまど言ひ+其弟
ナ	第五〇九至十四節四〇	子とみて曰けるひ然ベエリヤの先に見だへしと學者の云る何不や+
オ	馬四〇六節〇三〇七	エス答へひるが實にエリヤの來て萬事を改むべし+然ぞ我なんぢらと
カ	太十之三五+	告んエリヤの既に來しに人これを知すた意の任に彼を待へり此の如く
メ	卅九〇四十一節九	を指て曰たまへるを悟れり〇彼等おほくの人の居とてろに來しに或人
シ	イエスの所にさたり蹠まき十五	タバに倒れる水に倒れ甚だ苦めり+之を爾の弟子に携往ねれと醫す乙と
ハ	ヤ馬四〇六節〇三〇七	得ざりまむエス答て曰けるハ應信なきが故なり我まことしの尙故不ナイエ
チ	ヤ馬四〇六節〇三〇七	背と借に居んや我いつまで爾曹を忍んや彼を我もとに携來れ+遂にイエ

## 新約全書

馬太傳第十七章 自十九至廿七節

四十九

セ	セセニヨ十九節三〇	が愛子あり爾曹これに聽べし弟子これを開て大におろれ爾主御伏なり
ナ	第五〇九至十四節四〇	が惟イエスのはか一人とも見ざりき〇山を下る時にイエス彼等に命じて
オ	馬四〇六節〇三〇七	人の子の死より蘇るまで爾曹の見し事を人に告べからまど言ひ+其弟
カ	太十之三五+	子とみて曰けるひ然ベエリヤの先に見だへしと學者の云る何不や+
メ	卅九〇四十一節九	告んエリヤの既に來しに人これを知すた意の任に彼を待へり此の如く
シ	イエスの所にさたり蹠まき十五	タバに倒れる水に倒れ甚だ苦めり+之を爾の弟子に携往ねれと醫す乙と
ハ	ヤ馬四〇六節〇三〇七	得ざりまむエス答て曰けるハ應信なきが故なり我まことしの尙故不ナイエ
チ	ヤ馬四〇六節〇三〇七	背と借に居んや我いつまで爾曹を忍んや彼を我もとに携來れ+遂にイエ

耶和華の爲に彼等に綱よ

其の弟子イエスに来て曰け  
天國に於て大なる者  
誰ぞや

イエス聖児を召かれる  
中にして三日曰ける  
我こそどに爾曹に告ぐん

の如き一人の聖見を接する者  
の大なる者なり<sup>五</sup>又わが名の爲に  
此を來るべし

一人を觀かする者  
の聖石をうの頭に懸られて  
海の深に沈られん方不濟益  
なるべし此世の禍なる哉うの觀かする事をすれば  
然ど我を信ぶる此の聖見を

観かざべ斷て之を棄め  
然ど觀を來らす者の  
手を兩足ありて盡る火に投入られんより  
たれ殘缺にて生に入ら  
を棄よ兩眼あひて地獄の火に投入られんより

○+爾曹この小子の一人をも憚みて輕視なけれ我なんぢに告ん彼等

が天の使者天にわたりて天に在す吾父の面を常に觀ばないうれ人の子

死たる者を救はん爲に來れり<sup>三</sup>爾曹いかに意ふや人もし百匹の羊わら

んに其一匹まよは九十九を山に置ゆて迷し一を尋ねる乎<sup>三</sup>若たづね

て之に遇へ我女こに爾曹に告ぐ迷惑する九十の者よりも備るの喜

ん四足の如くこの小子の一人の亡るゝ天に在す爾曹が父の尊旨に非ず

十五もし兄弟なんちに罪を犯ぐるの獨ある時に往きましも爾の言を聽バ

十六の兄弟を獲べし六もし聽すの兩三人の口に由て證をなし凡の言を定ん

十七が爲に一人二人を伴ひ往もし彼等にも聽すに告よもし教會に聽

十八すば之を異邦人かつ税吏のひとき者とすへし<sup>八</sup>我女こと<sup>九</sup>爾曹に告ぐ凡

十九ろ爾曹が地に於て繫こと天に於もつなき爾曹が地に於て釋て天に

二十合せ何事ても求べ天に在す吾父<sup>九</sup>彼等の爲に之を成たまふべし<sup>三</sup>蓋わ

ト第廿四〇十三四、總三

二十一か名の爲に二三人の集れる處にわ我も其中に在べなり<sup>〇</sup>三<sup>三</sup>厥とも

馬太傳第十八章 自十一至廿一節

新約全書

五十一

新約全書

馬太傳第十八章

自廿一至卅五節

五十一

エスに來りて曰けるの主より幾次まで我兄弟の我に罪を犯さるが故に彼を敵へさせば

彼に曰けるの主より幾次まで我兄弟の我に罪を犯さるが故に彼を敵へさせば

チ 路十七章三四

リ 三十九章十

ス 尾五〇八、尾五〇九、王下四〇一

三 二七

三 二九

ル 頃四〇章三

三 三一

カ ル〇三十二章三〇三

四 大三〇章五

五 司可〇三〇章三

六 レ 制〇三〇七

七 子 馬三〇四章六〇六

八 ラ 本〇三〇章六〇八

九 チ 申四〇一

十 ハ 錄七〇三章九

十一 ハ 婦七〇三章九

十二 ハ ト

し人妻に於て此の如く彼等に曰ける此言の人みな愛する者も姦淫を行ふなり + 弟子等イエスに曰ける若

馬太傳第十九章 自一至十一節 五十三

新約全書	馬太傳第十九章 自十二至廿一節	五十四
キ	納る事と能のみ唯臍られたる者のみ之を爲うへし士うれ聲の腹より生來	十
キウ	たる寺人わたり又人にせられたる寺人わたり又天國の爲に自分からなれる寺人あ	十一
キ	り之を受納ることを得るものへ受納へし○三其どき人々イエスの手を按て	十三
キ	病らんことと求ひ聖兒を彼に携來りければ弟子是を阻たり+イエス曰け	十四
オ	るれ聖兒を容せ我に來ることを禁じむる勿れ天國にをる者の此の如き者	十五
ア	よ我かぎりなき生を得んが爲に何の善事を行へきか彼に曰ひ善前	十七
ア	故われを善と稱や一人の外に善者のあし即ち神あり若し生命に入んと欲	十八
ア	ひ誠を守るべし+彼これへけるの何かイエス曰けるハ數す勿れ姦淫す	十九
ア	る勿れ盜む勿れ安らの證を立る勿れ+爾の父と母を敵へ又己の如く爾	二十
ア	なら何の虧たるところ我にある平ニイエス彼に曰けるハ全からん事を欲	二十一
ア	往て爾が所有を賣て貧者に施せ然れば天に於て財わらんして來り	二十二
ア	ハゆるはもうちのほこりはもうちのほこり我にあらん	二十三
ア	我に從へ三少者この言を聞て憂へ去ぬ彼の產業おほいなりければ也○三	二十四
ア	イエスの弟子に曰けるハ誠に爾曹に告ぐる者天國に入ること難しニ	二十五
ア	た爾曹に告ぐる者天國に入り入る者神の國に入り入る者富貴に	二十六
ア	弟子之を開て甚く驚き曰けるハ然べ誰か救を受へき平ニイエス彼等を見	二十七
ア	て曰ける是人には能ひ者皆も誰か能ひ者所あら然そア神に力能ひ者所あし〇二此と	二十八
ア	きべテ口答へイエスに曰けるハ我傳一切を棄てなんち若が從へり然ば何ぞ得べ	二十九
ア	キ平ニイエス彼等に曰けるハ我まことし爾曹に告ぐれ我に従へる爾曹ハ世	三十
ア	* わらたせり人の子榮光の位に坐する時あんちらも十の位に坐してイス	三一
ア	ラエルの十二の支派を鞠へし凡て我名の爲に家へ宅あるひ兄弟あるひ	三二
ア	ハ姫妹あるひの父あるひ母あるひ妻あるひ子あるひ田畠を業る	三三
ア	者ハ百倍を受かつ第不き生を嗣ん三多の先ある者後にあり後ある者ハ	三四
ア	ニ水〇九〇冊三〇世〇一冊	三五
キ	うれ天國の朝はやく出て葡萄園に工人を雇ふ主人の如し二工八〇	三六

セ	を以て我おもふ如く行ひ宜らす平わが善に因て爾の目あし <sup>アシテ</sup> 此の如 <sup>ク</sup>	本木三〇四、七〇一至
六	く後の者 <small>ハシメテ</small> の先に先の者 <small>ハシメテ</small> の後になるべし夫よばるゝ者の多くは多しと雖も選るゝ	可可三〇三至四、路三八
七	著の少なし○セイエスエルサレムに上るとき途間にて人を離れ十二弟子	水十六〇せ一、
八	を伴ひて彼等に曰ける <sup>ハ</sup> 我僕エルサレムに上り人の子の祭司の長と學	水十七〇三至五、二〇七八
九	者等に責されん彼等これまで死罪に定めた凌辱 <small>リョウブ</small> に及ぶ十宇架に釘 <small>ハリ</small> んで爲に	水十八〇せ一、
十	異邦人に解すべし又第二日に甦へし○其時ゼベダイの子等の母ら	太廿七〇三至五、二〇七九
十一	の子と偕にイエスに來り拜して彼に求ること有けれペニ之に曰ける何	本十九〇廿八
十二	を欲ふかイエスに曰けるわざなり我等に命ぜよ三イエス答へて曰けるハ爾の右一	太廿六〇廿九、四〇四二至四三
十三	人は爾の左に坐ることを命ぜよ三イエス答へて曰けるハ爾の國に於て一人の爾の右一	太廿六〇卅九、四〇四三至四四
十四	者等に彼等に曰けるハ爾の左に坐ることを命ぜよ三イエス答へて曰けるハ爾の國に於て一人の爾の右一	路十四〇五十五
十五	を飲ま我うくるハ特斯を要べし然ぞ我が右左に坐ること我が杯	徒五〇册四、路十〇一至
十六	べきに非 <sup>ハ</sup> ず只 <sup>ハ</sup> が父に備られたる者の賜らるべし三十人の弟子これを開き	徒三〇四、路三〇四

新約全書

馬本傳集古一章

自三十

九十五

三十一

黑太傅第廿一章 自廿五至廿一章一節

卷之三

第三の民衆

大抵はなく  
するへし  
役は然れど

工又

リ	木廿三〇八年十二	主をさり大入をもひ彼等の上に權を操てられ爾曹が知てこそ此者となるべしセ也また爾曹のうち大ならんど欲ふ者のへ爾曹	タ 太九〇廿六西番一、
ヌ	O 廿三三番五、俄前五	昔の中にて忽然すべからず爾曹のうち大ならんど欲ふ者のへ爾曹	
ヌ	十六〇廿六西番十三、路	此の如く人の子の来るもひとつかぬめど反て人に役へれどなるべしセ也また爾曹のうち大ならんど欲ふ者のへ爾曹	
ヌ	十六〇廿六西番十三、路	ひどいかばりの人生命を予るの贋どならん爲なり○云彼等エリコを出	
ヌ	十六〇廿六西番十四	くの人々イエス小從へり三十人八の書者路の旁に坐をりしがイエ	
ヌ	十六〇廿六西番十五	と開て呼叫いひけるハビテの畜生よ我儕を憫み給へ三衆人こ	
ヌ	十六〇廿六西番十六	ど戒むれども愈ざけび曰けるハビテの畜生よ我儕を憫みたま	
ヌ	十六〇廿六西番十七	ス立止て之を呼いひけるハビテの畜生よ我儕を憫みたま	
ヌ	十六〇廿六西番十八	曰けるハ主よ我儕目は啓んことを願ふニエス憫みて其目に手	
ヌ	十六〇廿六西番十九	バ直に見ことぞ得イエスに従へり	
リ	可七〇廿三、路〇十ニ	曰けるハ主よ我儕らめどもが何ぞ爲れんと願ふニエス憫みて其目に手	
リ	廿九〇廿八、路〇十九	爾曹は山のベハグに至りエルサレムに近づける	

リ	木廿三〇八年十二	主をさり大入をもひ彼等の上に權を操てられ爾曹が知てこそ此者となるべしセ也また爾曹のうち大ならんど欲ふ者のへ爾曹	タ 太九〇廿六西番一、
ヌ	O 廿三三番五、俄前五	昔の中にて忽然すべからず爾曹のうち大ならんど欲ふ者のへ爾曹	
ヌ	十六〇廿六西番十三、路	此の如く人の子の来るもひとつかぬめど反て人に役へれどなるべしセ也また爾曹のうち大ならんど欲ふ者のへ爾曹	
ヌ	十六〇廿六西番十三、路	ひどいかばりの人生命を予るの贋どならん爲なり○云彼等エリコを出	
ヌ	十六〇廿六西番十四	くの人々イエス小從へり三十人八の書者路の旁に坐をりしがイエ	
ヌ	十六〇廿六西番十五	と開て呼叫いひけるハビテの畜生よ我儕を憫み給へ三衆人こ	
ヌ	十六〇廿六西番十六	ど戒むれども愈ざけび曰けるハビテの畜生よ我儕を憫みたま	
ヌ	十六〇廿六西番十七	ス立止て之を呼いひけるハビテの畜生よ我儕を憫みたま	
ヌ	十六〇廿六西番十八	曰けるハ主よ我儕目は啓んことを願ふニエス憫みて其目に手	
ヌ	十六〇廿六西番十九	バ直に見ことぞ得イエスに従へり	
リ	可七〇廿三、路〇十ニ	曰けるハ主よ我儕らめどもが何ぞ爲れんと願ふニエス憫みて其目に手	
リ	廿九〇廿六、路〇十ニ	曰けるハ主よ我儕目は啓んことを願ふニエス憫みて其目に手	
リ	廿九〇廿六、路〇十一	曰けるハ主よ我儕目は啓んことを願ふニエス憫みて其目に手	
カ	廿九〇廿六、路〇十二	曰けるハ主よ我儕目は啓んことを願ふニエス憫みて其目に手	

參那七十、	非鎧城の裏をなせり。著者歟者の人々殿に入りて、エスに來りければ之を醫や	十四
ノ詩〇三、	しゆ祭司の長と學者たち其行たまへる奇事を見た兒童書の殿にて	十五
ノ詩〇四、	呼べりダビデの裔ホザナよと云を開て怨を含むエスに曰ける彼等が	十六
ノ詩〇五、	言と聞やエス答て曰ける然り嬰兒乳哺の口に讚美を備たりと錄る	十七
ク可サ〇十二、	宿れり。○翌あさ都城へ返るとき飢ければ路の旁にある一の無花果の	十八
ヤ可ト〇九葉廿、	樹を見て其處に來りしに甚はかな見えざりしかば今よりのちつとも果	十九
ケ木〇七〇世、	見て奇み曰けるハ無花果の枯ることにはきかず第子これを	二十
コブ雷前十三〇二、御五〇六、	我までして爾曹に告んもし信仰ありて疑はずば此無花果に於るが如耳	二一
コブ雷前十三〇三、御五〇六、	ならず此山に命じ此より移されて海に入よど云ひも亦成ル且なんぢら	二二
エ可子〇七七番三路廿	信じて漸らバ求ふ所てぐく得べしエス腹入りて歎かるべき祭司	二三
タ由〇十列、御〇七、	の長より民の長若たち來り曰けるハ何の權威ぞ以て此事をなすや誰を	二四

三六	夫とも其僕等を執へ一人を鞭打ひどりもひとて農夫を殺し人を石にて擊り	モセ 僕と前より多く遣しけるに之にも前の如くなせり	セ モセと謂ひて終に其子を遣し云々農夫等との子を見て互に曰ける此ハ禰子	四一	して殺せり然べ葡萄園の主なるに即ち之を執へ葡萄園より遙出	ロ 家三十二章十三節十三	ハ 彼等イエスにひい家のかの開の首石をなれり是主の行給ることにしてわらん聖書にて工匠の業た	四二	の農夫に葡萄園を貸すふへし	八 十八章三十節三十	四三	る所なりと餘ざれしを未だ讀ざる乎是故に我なんらに告ん神の國を	ホ 聖三十九章四十節四十	四五	石の上に墜れべ其もの碎かるべし	四十五章四十節四十	四五	爲に始金を設るか如し三婚筵に請おける者をも爲に僕たちを遣しきか	リ 路四〇章四十一節四十一	四六	を畏たり蓋入やかれを預言者とすれバ	ト約〇五章四十四	四七	彼等きたることを好はず又彼の僕を遣さんとして曰ける我が姫	タル 番四〇章四十六節四十六	四八	たる者に言ひ然そも彼等かへりみよして去ぬ其一人の己の田にゆき一人	ル 番四〇章四十七節四十七	四九	己の貿易に往り六ほかの者等の僕を執へ辱しまして殺せり	チ 本世〇卅五年番九	五一	すでに備れり我牛また肥畜をも幸りて盡く備りたれば婚筵に来れど請	タル 番四〇章四十八節四十八	五一	るにひび一人の禮服を着ざる者あるを見て二之に曰ける汝よ如何なれ	レ 五三九章八節九節九
----	-----------------------------------	---------------------------	-------------------------------------	----	------------------------------	--------------	---	----	---------------	------------	----	--------------------------------	--------------	----	-----------------	-----------	----	---------------------------------	---------------	----	-------------------	----------	----	------------------------------	----------------	----	----------------------------------	---------------	----	----------------------------	------------	----	---------------------------------	----------------	----	---------------------------------	-------------

二	穀園を植り籬を環らし其中の酒桶をはり塔をたて農夫に貸して他の園へ往	モセ だらむるがため比と爲に僕を農夫のもとに遣せり	セ モセと謂ひて終に其子を遣し云々農夫等との子を見て互に曰ける此ハ禰子	三	僕と前より多く遣しけるに之にも前の如くなせり	モセ 僕と前より多く遣しけるに之にも前の如くなせり	四	彼等イエスにひい家のかの開の首石をなれり是主の行給ることにしてわらん聖書にて工匠の業た	ホ 聖三十九章四十節四十	五	石の上に墜れべ其もの碎かるべし	四十五章四十節四十	六	の譬を聞きおのれらを指して言ふを識ガエスを執へんと欲ひ謀しかば唯民	ト約〇五章四十四	七	彼等きたることを好はず又彼の僕を遣さんとして曰ける我が姫	タル 番四〇章四十六節四十六	八	己の貿易に往り六ほかの者等の僕を執へ辱しまして殺せり	チ 本世〇卅五年番九	九	すでに備れり我牛また肥畜をも幸りて盡く備りたれば婚筵に来れど請	タル 番四〇章四十八節四十八	十	るにひび一人の禮服を着ざる者あるを見て二之に曰ける汝よ如何なれ	レ 五三九章八節九節九
---	-----------------------------------	---------------------------	-------------------------------------	---	------------------------	---------------------------	---	---	--------------	---	-----------------	-----------	---	-----------------------------------	----------	---	------------------------------	----------------	---	----------------------------	------------	---	---------------------------------	----------------	---	---------------------------------	-------------



キ ヨハニ廿五冊第七路往	三 主なるハダビデの裔なり三彼等に曰ける然バダビデ豈かん靈に感じて何故これを
メ 福音廿十。	四 主と稱へし平タビテ言曰主わが主に曰けるハ我なんちの敵を爾の足発ど
シミ ヨハニ廿四冊廿四	五 なすまで我みぎに坐すへしモ五然バダビテ既に之を主と稱たれば如何う
モ 福音廿九冊廿四	六 の子ならん乎曰誰一言これに答ること能ひア此日より取て又どふ者なか
モ 福音三十冊廿五	三 人モ一セの位に坐す三故に凡て彼等が爾曹に言ひころを申て行ふべし
モ 福音三十冊廿六	四 然そ彼等が行ふ所を爲て蓋かれらの言のみにして行ふべし
モ 福音三十冊廿五	五 また彼等の重かつ負がたき荷を括て人の肩に負せ己ハ一の指ももて之を
スセ 福音三十五冊廿六	六 動すことすら好ぶ五彼等の行為凡て人に見ればが爲にする也うの眞經を
モ 福音三十冊廿四	七 幅闊しき衣の裾を大にし云々た筵席の上座會堂の高座セ市上の間安人々

ア 福音〇四冊八、九〇七	八 よりラビラビと稱られんことを好むハ爾曹ハラビの稱を受ること勿れ蓋
ア 福音〇六冊九、一〇〇四	九 あんちらの師ハ一人すなればハ爾曹のみが兄弟なりオア地
ア 福音〇六冊九、一〇〇四	十 にある者を父と稱ること勿れ蓋なんから導師の父ハ一人すなればア
ア 福音〇六冊九、一〇〇四	十一 ありハ爾曹のうち大なる者の僕となるが爲へし凡そ自己を高する者の
ア 福音〇六冊九、一〇〇四	十二 また導師の稱を受ること勿れ蓋なんから導師ハ一人すなればア
ア 福音〇六冊九、一〇〇四	十三 與せられ自己を與する者の高せられん○三噫なんから禱あるか偽善者
ア 福音〇六冊九、一〇〇四	十四 んとする者の入をも許されハ也三噫なんから禱あるか偽善者
ア 福音〇六冊九、一〇〇四	十五 とハリサイの人より蓋なんから導師の家を香いつつて長ひ禱をなすにて
ア 福音〇六冊九、一〇〇四	十六 由て爾曹最も重き審判を受ければ也三噫あるか偽善者
ア 福音〇六冊九、一〇〇四	十七 必ず既に引入れられハ之を爾曹よりも倍じたる地獄の子爲りハ六噫なんから

ト 本末第〇冊三四	十八 神あるかある者ある相よ爾曹ハいム人もし殿を指して誓へ事なし殿の金が
ト 本末第〇冊三四	十九 わざりに引き入れられハ之を爾曹よりも倍じたる地獄の子爲りハ六噫なんから
ト 本末第〇冊三四	二十 カリサイの人がより蓋なんから導師へゆり一人をも己が宗旨に引入れ
ト 本末第〇冊三四	二十一 由て爾曹最も重き審判を受ければ也三噫あるか偽善者
ト 本末第〇冊三四	二十二 必ずする者の入をも許されハ也三噫なんから禱あるか偽善者
ト 本末第〇冊三四	二十三 とハリサイの人より蓋なんから導師の家を香いつつて長ひ禱をなすにて
ト 本末第〇冊三四	二十四 んとする者の入をも許されハ也三噫なんから禱あるか偽善者
ト 本末第〇冊三四	二十五 必ず既に引き入れられハ之を爾曹よりも倍じたる地獄の子爲りハ六噫なんから
ト 本末第〇冊三四	二十六 カリサイの人がより蓋なんから導師へゆり一人をも己が宗旨に引入れ
ト 本末第〇冊三四	二十七 由て爾曹最も重き審判を受ければ也三噫あるか偽善者
ト 本末第〇冊三四	二十八 必ずする者の入をも許されハ也三噫なんから禱あるか偽善者

チ	出世〇九、	指して書ひ。背へからずと。愚にして書ひ。者より金とね金を裏からしむ	十九	殿どり執か尋 <small>アヘン</small> 。又いふ人もし祭の壇を指して書ひ。事なし。其上の禮物を
リ	出世〇七、	指して書ひ。背へからずと。愚にして書ひ。者より神の靈りだる祭の壇および其上の	二十	る祭の壇どひ執か尋 <small>アヘン</small> 。うれ祭の壇を指して書ひ。者より祭の壇および其上の
ス	世代〇六、清〇八、伯〇八、	凡の物を指して書ひ。不。二。坐する相者より爾曹の靈を出すて駱駝を香もの也。三。わらわより神の寶座および其中に在す者を	二十一	信とぞ爾曹は廣てこれ行ふ可もの也。かれも亦廣べからざる者あり。二。書者不
カ	河〇七〇四、路〇一〇九、	者とハリサイの人より爾曹杯と盤の外を潔して内に貪欲と淫慾と充たす者とハリサイの人に	二十二	せり。書者不るハリサイの人より爾曹坐せよ然ばるの外を
リ	米六〇八、	も亦さよなるべし。○此の心。思ひなんから禍なる哉。善不る學者とハリサイの人	二十三	も亦さよなるべし。○此の心。思ひなんから禍なる哉。善不る學者とハリサイの人

レ	路三〇三、出世三〇三、	よ爾曹の白く塗たる基に似たり。外の美しく見れるも内へ骸骨と諸の汚穢	二	にて充々此の如く爾曹もまた外の義く人を見る。も内へ偽善と不法にて
リ	路〇四〇四、四〇五、	者は基礎をたて義人の碑を飾れり。三。又いふ我僻もし先祖の時にある者	三	血を流すことに與せざりしもと。然ば爾曹の預言者を殺しも。預言者の
カ	路〇四〇五、五〇六、	自ら詣す。なんなら先祖の星を允せ。三。蛇蠍の類より爾曹いから地獄の刑罰	四	を死れんや。三。是故に我爾曹にて預言者と智者と學者と道さんて或へ之を殺
リ	路〇四〇六、五〇七、	から詣す。なんなら先祖の星を允せ。三。蛇蠍の類より爾曹いから地獄の刑罰	五	し。又十字架に釘或ひ其會堂にて之を懲ち或ひ邑より邑へ遷苦め。三。五。ロハ
カ	路〇四〇七、五〇八、	義あるアペルの血よりも殿と祭の壇の間にて爾曹が殺し。ハラキアの子ザカ	六	り。六。われ誠て爾曹にて告ん。此事みなら。此代に報来るべき。臆。エルサレムよエ

リ	路〇四〇八、五〇九、	リアの血に至るまで地に流したる義人の血。凡て爾曹にてきまつて。三。五。ロハ	一	の下に集る如く我なんじの赤子を集んとせしと。幾次不や然。爾曹の如き好
カ	路〇四〇九、五〇一、	タルムドによ。預言者を殺し。石にて擊るもの。母雞の雛をつ	二	ケ用書〇一〇、ノルマヤ。ヨルスの世。ルサレムよエ
リ	路〇四〇九、五〇二、	マヤ本世〇四〇五、	三	ケ用書〇一〇、ノルマヤ。ヨルスの世。ルサレムよエ
カ	路〇四〇九、五〇三、	オノ制代〇四〇五、	四	ケ用書〇一〇、ノルマヤ。ヨルスの世。ルサレムよエ
リ	路〇四〇九、五〇四、	カウニス。健統〇五〇八、五〇九、	五	ケ用書〇一〇、ノルマヤ。ヨルスの世。ルサレムよエ
カ	路〇四〇九、五〇五、	ナムラ六三〇七、	六	ケ用書〇一〇、ノルマヤ。ヨルスの世。ルサレムよエ
リ	路〇四〇九、五〇六、	ナムラ六四〇八、	七	ケ用書〇一〇、ノルマヤ。ヨルスの世。ルサレムよエ
カ	路〇四〇九、五〇七、	ナムラ六五〇九、	八	ケ用書〇一〇、ノルマヤ。ヨルスの世。ルサレムよエ
リ	路〇四〇九、五〇八、	ナムラ六六〇九、	九	ケ用書〇一〇、ノルマヤ。ヨルスの世。ルサレムよエ
カ	路〇四〇九、五〇九、	ナムラ六七〇九、	十	ケ用書〇一〇、ノルマヤ。ヨルスの世。ルサレムよエ

テ	ヨハ二〇章二十二節セ	ア	ヨハ二〇章四十九節六		
三	アシナリシイエス彼等に曰けるハ爾曹すべて此等を見ざるか我まことし	四	ヨハ二〇章二十一節セ		
二	此處に坐し給へるどき弟子ひそかに來りて曰ける何の時このこと有や	五	ヨハ二〇章二十二節セ		
一	欝山に坐し給へるどき弟子ひそかに來りて曰ける何の時このこと有や	六	ヨハ二〇章二十三節セ		
西西二〇章二十八節三〇	七	未だ至らず民おこりて民をせめ國の國をせめ饑饉疫病地震也こそを	メ	ヨハ二〇章二十三節三〇	
サ	彼等に曰けるハ爾皆人乞給かれざるやう慎よ蓋おほくの人わが名を聞	八	ヨハ二〇章二十三節四		
西西二〇章二十九節三〇	九	風聲をきかん然と慎て懼るゝ勿れ此等の事のみある可なり然ぞも末期ハ	ダ	ヨハ二〇章二十三節五	
メ	ヨハ二〇章二十三節六	十	これに有ならんハ是みな禍の始なり其ども人あんちらを患難に付しな		
ニ	ヨハ二〇章二十三節七	十一	曹を殺すべし又なんぢ我名の爲に萬民に憎れん此ども多くのもの歎	エ	ヨハ二〇章二十三節八
モ	ヨハ二〇章二十三節九	十二	者との救ることを得ん又天國の此福音を萬民に證せん爲に普く天下かの宣	セ	ヨハ二〇章二十三節十
モヨハ二〇章二十三節十一	十三	かつ互に付せば互に懲むべしまた偽預言者おはく起て多くひと斯かん	ハ	ヨハ二〇章二十三節十一	
モヨハ二〇章二十三節十二	十四	また不法みつるに因て多く人の愛情ひやまかに爲べし三されをひであるが	イ	ヨハ二〇章二十三節十二	
モヨハ二〇章二十三節十三	十五	傳られん然のち末期いかるべし十五是故に預言者ダニエルに託して言ひた	ア	ヨハ二〇章二十三節十三	
モヨハ二〇章二十三節十四	十六	ヤマをる者山に遁れよも屋上に在るものゝ其家の物を取んとて下る勿	ホ	ヨハ二〇章二十三節十四	
モヨハ二〇章二十三節十五	十七	れ田にくる者の其衣を取んとて歸る勿れ十九其日には是の乳を飲	ヘ	ヨハ二〇章二十三節十五	
モヨハ二〇章二十三節十六	十八	する婦人禍なる哉二十爾曹冬安たひ安息日に逃ると完れん爲に禱れニ其の	ト	ヨハ二〇章二十三節十六	
モヨハ二〇章二十三節十七	十九	どき大なる患難あり此の如き患難の世の始より今に至るまで有ざり又	ト	ヨハ二〇章二十三節十七	
モヨハ二〇章二十三節十八	二十	後にも有ヒ三若うの日を少くせられ本バ一人たに救るゝ者なからん然と	チ	ヨハ二〇章二十三節十八	
モヨハ二〇章二十三節十九	二十一	選れし者の爲に其日を少くせらるべし三其時もしキリスト此處にあり彼	リ	ヨハ二〇章二十三節十九	
モヨハ二〇章二十三節二十	二十二	處にありと爾昔にいふ者あるとも信する勿れ二十四偽預言者	リ	ヨハ二〇章二十三節二十	

セ	ヨハ二〇章二十三節二十一	ハ	ヨハ二〇章二十三節二十二	
モヨハ二〇章二十三節二十二	二十三	者を救ふるゝとを得ん又天國の此福音を萬民に證せん爲に普く天下かの宣	セ	ヨハ二〇章二十三節二十二
モヨハ二〇章二十三節二十三	二十四	かつ互に付せば互に懲むべしまた偽預言者おはく起て多くひと斯かん	モヨハ二〇章二十三節二十三	
モヨハ二〇章二十三節二十四	二十五	また不法みつるに因て多く人の愛情ひやまかに爲べし三されをひであるが	モヨハ二〇章二十三節二十四	
モヨハ二〇章二十三節二十五	二十六	傳られん然のち末期いかるべし十五是故に預言者ダニエルに託して言ひた	モヨハ二〇章二十三節二十五	
モヨハ二〇章二十三節二十六	二十七	ヤマをる者山に遁れよも屋上に在るものゝ其家の物を取んとて下る勿	モヨハ二〇章二十三節二十六	
モヨハ二〇章二十三節二十七	二十八	れ田にくる者の其衣を取んとて歸る勿れ十九其日には是の乳を飲	モヨハ二〇章二十三節二十七	
モヨハ二〇章二十三節二十八	二十九	する婦人禍なる哉二十爾曹冬安たひ安息日に逃ると完れん爲に禱れニ其の	モヨハ二〇章二十三節二十八	
モヨハ二〇章二十三節二十九	三十	どき大なる患難あり此の如き患難の世の始より今に至るまで有ざり又	モヨハ二〇章二十三節二十九	
モヨハ二〇章二十三節三十	三十一	後にも有ヒ三若うの日を少くせられ本バ一人たに救るゝ者なからん然と	モヨハ二〇章二十三節三十	
モヨハ二〇章二十三節三十一	三十二	選れし者の爲に其日を少くせらるべし三其時もしキリスト此處にあり彼	モヨハ二〇章二十三節三十一	
モヨハ二〇章二十三節三十二	三十三	處にありと爾昔にいふ者あるとも信する勿れ二十四偽預言者	モヨハ二〇章二十三節三十二	

元	なをして三九郎の來を悉く之を滅すまで知り此の如く人の子も亦	四四	たらん其と二人田に在り一人へ遣され一人へ遣さるべし	本居宣長著「前編」四四
二元	なをして三九郎の來を悉く之を滅すまで知り此の如く人の子も亦	四五	廢び居人に一人へ遣され一人へ遣さるべし是故に爾昔の主いつれの	本居宣長著「前編」四五
三元	時さたるかを知れば忘らむして守れ三爾昔これと知もし家の主人ぬす	四三	びど何の時さたるかを知れば其家を守て破らず安じ	本居宣長著「前編」四三
四元	せよ暮さる時に人の予さたらんと爲べなり四時に及て糧を彼等に予さず	四五	なる爲に主人がうの儀等の上に立たる忠義にして智僕へ誰なる平六うの主	本居宣長著「前編」四五
五元	じ人の來らん時かくの如く勤るを見る僕の福なり四我まことに爾昔に告	四六	其の所有をみ不彼に督らすべし若うの悪僕おのが心に我が主人の是	本居宣長著「前編」四六
六元	なる爲に主人がうの儀等の上に立たる忠義にして智僕へ誰なる平六うの主	四七	人	傳八十、後卷三〇三四
七元	なる爲に主人がうの儀等の上に立たる忠義にして智僕へ誰なる平六うの主	四八	ん其の所有をみ不彼に督らすべし若うの悪僕おのが心に我が主人の是	傳八十、後卷三〇四五
八元	の運らんと意ひ丸うの朋輩を打撻きて酒に酔たる者をもど共に飲食し始	四九	ハ運らんと意ひ丸うの朋輩を打撲きて酒に酔たる者をもど共に飲食し始	傳八十、後卷三〇四五
九元	なべ五十うの僕の主人おもひがるの日しらざるの時に來りて五之を斬殺し	五〇	なべ五十うの僕の主人おもひがるの日しらざるの時に來りて五之を斬殺し	傳八十、後卷三〇四五
十元	そのくわいせんや書者と同うすべし其處にて寝要切歎するこあるん	五一	其報を偽書者と同うすべし其處にて寝要切歎するこあるん	傳八十、後卷三〇四五
十一元	大人之、	五二		カ内五〇廿五葉二、四〇九

ス	路十七〇廿四	く可れべ也三五われ預じめ爾曹に之を告若キリスト野に在るふ者のわるども出る勿れ室に在り云もの有とも信する勿れ云う電の東より出で西
ル	角十九〇廿七〇廿七	にまで聞ぐが如く人の子も来るべきれどもおれの處にへ齋あつてらん此の患難の後たゞちに日は晦く月の光を失ひ星の空より
タ	チア耳其母廿〇廿一、耳三十	おち天の朝ひ麗ふべし三其どき人の子の兆天に現るまたちにある諸族
リ	恩相七〇十三十四、耳三十	ひ哭哀み且人の子の權威と大なる榮光をもて天の雲に乗來るを見ん三又
レ	爵准〇七〇廿六、耳三十	るの仇等を遣し獄の大なる聲を出しまして天の此極より彼極まで四方より
タ	太宰六〇廿八、耳三十	其選れし者を集むべし○三夫なんちら無花果樹に由て豊を學べ其枝す
シ	太宰四十、耳三十	に柔かにして葉茂めば夏の近きを知三此の如く爾曹も凡て此等の事を見
チ	太宰五〇八、耳三十	ば時ちかく門口に至ると剣三われ誠に爾曹に告ん此等の事こそく成る
ク	太宰六〇廿九、耳三十	まで此民の廢ざるべし三天地の廢然と我言へ廢にして是の日のとぞ
ナ	太宰四十、耳三十	もののみ天の体者も誰もしる者なしセアの時のかく人の子
カ	太宰四十、耳三十	の来るも亦然らん元られ洪水の前のア方舟にいる日まで人々飲食娛樂
ム	太宰四十、耳三十	第七〇廿九セア

三十七

四十六

自二至十七節惠太傅第廿五章

新編全書

四	シテ五十九回	しる者もまた他に一千を得たり。然るに一千を受し者より往て地を掘うの主の金を藏せり。既て後うの僕等の主からへりて彼等と會計せしに三千せん
五	六十回	の銀を受し者。他のに五千の銀を携來りて主より我に五千の銀を預しがは
六	六十一回	に五千の銀を儲たり。二主かれに曰けられ。二主かれに曰ける。わざと善かつ忠不る僕等
七	六十二回	が爾寧なる事に忠不り我あんちに多ものを督らせん。爾の主人の歡樂にて
八	六十三回	入よ三千の銀を受し者。きたりて主より我に三千の銀を預しがは
九	六十四回	銀を儲たり。曰けられ。三主かれに曰けられ。わざと善且忠不る僕等に三千の
一〇	六十五回	なる事に忠不り我あんちに多ものを督らせん。爾の主人の歡樂に入よ
一一	六十六回	た一千の銀を受し者。きたりて曰ける。主よ爾の嚴家人にて播ぎる處より
一二	六十七回	種うる處より頼ることを我懼て。主の一千の銀を
一三	六十八回	地に藏し置り今なんちの物を得たり。うちの主こたへて曰ける。悪かつ
一四	六十九回	悔れる僕等が播ぎる處よりかひ散らうる處より頼ることを知か

## 新約全書

馬太傳第廿五章 自廿八至四十節

七十六

セセモ	本木〇五、可〇四〇五、	三十一	の幽暗ふ遙やれ其處にて哀哭切歎すること有ん○三人の子おのれの榮光
ロイ	徒〇一〇、可〇六〇七、可〇八〇八、	三十二	をもて諸の聖使を率來る時ハテの榮光の位に坐し三萬國の民をうの前
ト	約翰〇二、ホーリー書〇一〇、	三十三	に集め羊を牧者の綿羊と山羊とを別か如く彼等を別ち三綿羊をうの右に
チ	提摩太〇一〇、提摩太〇一〇、提摩太〇一〇、	三十四	われお衣せ病しうき我をみすひ獄に在しどき我み就ればなり是お於て
リ	大司教〇三、提摩太〇一〇、	三十五	義者かれみ答て云ん王より何時あんちの飢たるを見て食せまつて
カ	可九〇四、可〇四〇五、	三十六	飲しよ乎三何時主の旅したるを見て宿らせ又裸不るに衣しや三何時主の
リ	大司教〇三、提摩太〇一〇、	三十七	病まだ獄に在らみて云んちの飢たるを見て食せまつて
ル	太司教〇一、提摩太〇一〇、	三十八	曹に告ぐ既に爾皆わが此兄弟の最微者の一人
タ	徒〇一〇、可〇一〇、	三十九	其とき王こたへて彼等もいとん我女こと而曹が皆この最微者の一人
レ	提摩太〇七、提摩太〇九、	四十	んちの飢まだ渴また旅し又裸まだ病まだ獄に在を見て主に事せりし乎
リ	大司教〇四、可〇四〇五、	四十一	た獄に在し時われを顧れば也是に於て彼等もた答へて曰ん主よ何時な
カ	可九〇四、可〇四〇五、	四十二	しとき我に飲せず三旅せし時われを宿らせ裸なりし時われに衣せまつて
リ	大司教〇三、提摩太〇九、	四十三	者の爲に備たる燒きる火に入よ三蓋ぶんちら我が飢し時われに食せば渴
リ	大司教〇四、可〇四〇五、	四十四	り四遙に坐り左にくる者に曰ん罰せらるべさる者よ我を離れて悪魔と其僕
カ	可九〇四、可〇四〇五、	四十五	た獄に在し時われを顧れば也是に於て彼等もた答へて曰ん主よ何時な
リ	大司教〇三、提摩太〇九、	四十六	しとき我に飲せず三旅せし時われを宿らせ裸なりし時われに衣せば渴
ル	太司教〇一、提摩太〇一〇、	四十七	者のかれみ答て云ん王より何時あんちの飢たるを見て食せまつて
タ	徒〇一〇、可〇一〇、	四十八	飲しよ乎三何時主の旅したるを見て宿らせ又裸不るに衣しや三何時主の
レ	提摩太〇七、提摩太〇九、	四十九	病まだ獄に在らみて云んちの飢たるを見て食せまつて
リ	大司教〇四、可〇四〇五、	五十	曹に告ぐ既に爾皆わが此兄弟の最微者の一人
カ	可九〇四、可〇四〇五、	五十一	其とき王こたへて彼等もいとん我女こと而曹が皆この最微者の一人
リ	大司教〇三、提摩太〇九、	五十二	んちの飢まだ渴また旅し又裸まだ病まだ獄に在を見て主に事せりし乎
カ	可九〇四、可〇四〇五、	五十三	た獄に在し時われを顧れば也是に於て彼等もた答へて曰ん主よ何時な
リ	大司教〇三、提摩太〇九、	五十四	しとき我に飲せず三旅せし時われを宿らせ裸なりし時われに衣せば渴
ル	太司教〇一、提摩太〇一〇、	五十五	者のかれみ答て云ん王より何時あんちの飢たるを見て食せまつて
タ	徒〇一〇、可〇一〇、	五十六	飲しよ乎三何時主の旅したるを見て宿らせ又裸不るに衣しや三何時主の
レ	提摩太〇七、提摩太〇九、	五十七	病まだ獄に在らみて云んちの飢たるを見て食せまつて
リ	大司教〇三、提摩太〇九、	五十八	曹に告ぐ既に爾皆わが此兄弟の最微者の一人
カ	可九〇四、可〇四〇五、	五十九	其とき王こたへて彼等もいとん我女こと而曹が皆この最微者の一人
リ	大司教〇三、提摩太〇九、	六十	んちの飢まだ渴また旅し又裸まだ病まだ獄に在を見て主に事せりし乎
カ	可九〇四、可〇四〇五、	六十一	た獄に在し時われを顧れば也是に於て彼等もた答へて曰ん主よ何時な
リ	大司教〇三、提摩太〇九、	六十二	しとき我に飲せず三旅せし時われを宿らせ裸なりし時われに衣せば渴
ル	太司教〇一、提摩太〇一〇、	六十三	者のかれみ答て云ん王より何時あんちの飢たるを見て食せまつて
タ	徒〇一〇、可〇一〇、	六十四	飲しよ乎三何時主の旅したるを見て宿らせ又裸不るに衣しや三何時主の
レ	提摩太〇七、提摩太〇九、	六十五	病まだ獄に在らみて云んちの飢たるを見て食せまつて
リ	大司教〇三、提摩太〇九、	六十六	曹に告ぐ既に爾皆わが此兄弟の最微者の一人

セ	てイエスの食する所に携來り其首に掛しかば、弟子等これを見て怒を含み	ム 約三〇日も	ナ 在乎。彼がこの香膏を我體に挂し。我の葬の爲小行る也。十三われ誠ふ爾曹ど借して	ウ のユダと云るも祭司の長等の所へ往て曰ける。十五我なんらふ彼を賣
ナ	に施すことを得ん。ナイエス知て彼等に曰ける。何不此婦を憫すや。彼は我	ラチ 甲三〇年三月	ナ かに事を行へる也。ナウシテ彼者へ常に爾曹ど借してわれさせ我の常にて爾曹ど借して	ナ かに是れを以て天の下につくふても此福音の宣傳らるる處か。此婦の行し事もろ
ト	いびける。此廉費のことを爲ひ何故かや。若これを賣べ多の金を得て貧者	ム 約三十日も	ナ に是れを以て天の下につくふても此福音の宣傳らるる處か。此婦の行し事もろ	ナ かに是れを以て天の下につくふても此福音の宣傳らるる處か。此婦の行し事もろ
ト	て彼等に曰ける。何不此婦を憫すや。彼は我	ラチ 甲三〇年三月	ナ に是れを以て天の下につくふても此福音の宣傳らるる處か。此婦の行し事もろ	ナ かに是れを以て天の下につくふても此福音の宣傳らるる處か。此婦の行し事もろ

セ	病入シモンの家に居たまへる時もあ。婦體石の器物に價たかき香膏を盛り	カナヘリテス	ナ い。施すことを得ん。ナイエス知て彼等に曰ける。何不此婦を憫すや。彼は我	ウ のユダと云るも祭司の長等の所へ往て曰ける。十五我なんらふ彼を賣
ト	て彼等に曰ける。何不此婦を憫すや。彼は我	ラチ 甲三〇年三月	ナ に是れを以て天の下につくふても此福音の宣傳らるる處か。此婦の行し事もろ	ナ かに是れを以て天の下につくふても此福音の宣傳らるる處か。此婦の行し事もろ
ト	いびける。此廉費のことを爲ひ何故かや。若これを賣べ多の金を得て貧者	ム 約三十日も	ナ に是れを以て天の下につくふても此福音の宣傳らるる處か。此婦の行し事もろ	ナ かに是れを以て天の下につくふても此福音の宣傳らるる處か。此婦の行し事もろ
ト	て彼等に曰ける。何不此婦を憫すや。彼は我	ラチ 甲三〇年三月	ナ に是れを以て天の下につくふても此福音の宣傳らるる處か。此婦の行し事もろ	ナ かに是れを以て天の下につくふても此福音の宣傳らるる處か。此婦の行し事もろ

セ	病入シモンの家に居たまへる時もあ。婦體石の器物に價たかき香膏を盛り	カナヘリテス	ナ い。施すことを得ん。ナイエス知て彼等に曰ける。何不此婦を憫すや。彼は我	ウ のユダと云るも祭司の長等の所へ往て曰ける。十五我なんらふ彼を賣
ト	て彼等に曰ける。何不此婦を憫すや。彼は我	ラチ 甲三〇年三月	ナ に是れを以て天の下につくふても此福音の宣傳らるる處か。此婦の行し事もろ	ナ かに是れを以て天の下につくふても此福音の宣傳らるる處か。此婦の行し事もろ
ト	いびける。此廉費のことを爲ひ何故かや。若これを賣べ多の金を得て貧者	ム 約三十日も	ナ に是れを以て天の下につくふても此福音の宣傳らるる處か。此婦の行し事もろ	ナ かに是れを以て天の下につくふても此福音の宣傳らるる處か。此婦の行し事もろ
ト	て彼等に曰ける。何不此婦を憫すや。彼は我	ラチ 甲三〇年三月	ナ に是れを以て天の下につくふても此福音の宣傳らるる處か。此婦の行し事もろ	ナ かに是れを以て天の下につくふても此福音の宣傳らるる處か。此婦の行し事もろ

四三	に任せ給へ三來りて又かれらの寝たるを見これ彼等の目滅たる也彼等を離れて又④さ第ニも同言をもて祈れり四五遂に其弟子に來りて曰ける	四五	今は寝て休め時ひ近し人の子罪人の手に付されん四起よ我僻往べし我がちがく者近きたり○七如しいへるでさ十二の一八なるユダヤ劍と棒とをも	四六	たる多くの人々を借りに祭司の長老の所より来るハイスを責す者の爲に来るや遂に彼等すみ來り手をイエスに措て執へぬイエスを借に	四七	かれらに號をなして曰けるゝ我が接吻する者の夫なり之を執へよ四直に	四八	イエスに來りラビ安カと曰て彼に接吻すサイエス彼に曰ひ友よ何の	四九	爲にて見立ての一人手をのべ劍を抜てさしに取よ此を我父に請て受ること能ひ乎爾曹おもふ平々	五一	し三我い女十二軍餘の天使を我父に請て受ること能ひ乎爾曹おもふ平々	五四	ト累五十三〇七十六、路廿四、四十四、四十五、四十六、
五五	吾もして此あるべき事を錄し墨書にてか能ひ乎爾曹おもふ平々	五六	人々に曰けるハ爾の棒をもて盜賊を執ふる如にして我を執にきたる乎	五七	ヘ王下六〇七、但〦十、	五八	本耶母三、路三〇世一	五九	大光明〇六、路三〇十、	六〇	ホ耶母九、般禪〇世一	六一	ヘ王下六〇七、但〦十、		
六二	吾もして此あるべき事を錄し墨書にてか能ひ乎爾曹おもふ平々	六三	人々に曰けるハ爾の棒をもて盜賊を執ふる如にして我を執にきたる乎	六四	ト累五十三〇七十六、路廿四、四十四、四十五、四十六、	六五	吾もして此あるべき事を錄し墨書にてか能ひ乎爾曹おもふ平々	六六	ヘ王下六〇七、但〦十、	六七	ト累五十三〇七十六、路廿四、四十四、四十五、四十六、	六八	吾もして此あるべき事を錄し墨書にてか能ひ乎爾曹おもふ平々		

キ 太本八の名十六、可	せ 編みやちらんと録るがゆき我今ハ後園書生先らガリラヤ	二 廉世の母六、	三 住へし三へテ口答へイエスに口ける。吾曾なんちに就て頼くとも我れ終に	四 聖書十番四、約十三骨	五 三みたび聖者を知すと言ふ。テロ彼に曰ける。我まことニ爾お告ん。今夜鶴あかざる前に爾を	六 聖書二〇非四、約十四	七 三知す。聖者曰言じ。弟子みあ如此いへり。○三五歳時イエス彼等と偕にてグツセマ子と	八 圣書十番二至四十三、路	九 太七十、可元〇冊七 聖書五十三三四、	十 テロ及びセヘダイの二人の子を携へ裏へ袁みを催し。云々彼等に曰ける。我が	十一 心いたく裏て死るばかり也。こゝに待て我と偕にめ目を醒しぞれ。元少しへ往す	十二 てひれふし神いひける。吾父よ若かあり。此柄を我より離ち給へ然ど我	十三 心の従を成んとするに非ず聖旨ある任せ給へ。而て弟子に來り其瘧たるを	十四 見て。テロに曰ける。如くど君我わざ書かし。此一時も我と偕や自を醒せる可能か。平感ひ	十五 わ入ぬやう目を醒か。つ祈う。靈に願ふ。あれど肉體よわきあり。二二	十六 きて復いのも曰ける。吾父よ若われに此杯を飲ひで離つて也能かべ聖旨
-------------	-----------------------------	----------	-------------------------------------	--------------	--	--------------	--	---------------	-------------------------	---------------------------------------	---	-------------------------------------	--------------------------------------	--	-------------------------------------	-------------------------------------

11 + 12

太傅第廿六章 自五十六至六十五節

新約全書

アリ 但十九〇世六、ナニヨリノ三、五六 われ 日今爾曹ど偕に殿に坐して語じて、されどならん。爾曹われを執ざりし五、然ぞ此の如き

司の長がヤバて居る者これをして學者と長老の集まる所の祭  
れで逃げぬ○七イエスと離れたる者がくしゃくしゃして居る者  
五七 司可仕四五十三至六十五、  
五八 路加八〇三至八五、

五	まことに、 <u>エス</u> の結局を見て、内にいた儀と併して坐せり。五祭司を従ひ、祭司の長の庭にて
六	どじる長老すへての議員ともに、 <u>エス</u> を殺さんとして安の證と求められとも得ず。本 多の安からうの證者させられてもかえず後また安らの證者二人きたりて曰ける
七	此の人に裏書きにいへり我よく神の服を脱ぎて三日之内に之を建うち
八	六　この人裏書きにいへり我よく神の服を脱ぎて三日之内に之を建うち
九	七　べしと云ふる言ふて曰けるに爾てふる言ふて平この人をも
一〇	八　本世七〇四十九、物二〇九
一一	九　用事十三、神六〇一五
一二	十　御書五〇一、神六〇一
一二三	十一　第三十六
一二四	十二　第三十七
一二五	十三　第三十八
一二六	十四　第三十九
一二七	十五　第四十
一二八	十六　第四十一
一二九	十七　第四十二
一三〇	十八　第四十三
一三一	十九　第四十四
一三二	二十　第四十五
一三三	二十一　第四十六
一三四	二十二　第四十七
一三五	二十三　第四十八
一三六	二十四　第四十九
一三七	二十五　第五十
一三八	二十六　第五十一
一三九	二十七　第五十二
一四〇	二十八　第五十三
一四一	二十九　第五十四
一四二	三十　第五十五
一四三	三十一　第五十六
一四四	三十二　第五十七
一四五	三十三　第五十八
一四五	三十四　第五十九
一四六	三十五　第六十
一四七	三十六　第六十一
一四八	三十七　第六十二
一四九	三十八　第六十三
一五〇	三十九　第六十四
一五一	四十　第六十五
一五二	四十一　第六十六
一五三	四十二　第六十七
一五四	四十三　第六十八
一五五	四十四　第六十九
一五六	四十五　第七十
一五七	四十六　第七十一
一五八	四十七　第七十二
一五九	四十八　第七十三
一六〇	四十九　第七十四
一六一	五十　第七十五
一六二	五十一　第七十六
一六三	五十二　第七十七
一六四	五十三　第七十八
一六五	五十四　第七十九
一六六	五十五　第八十
一六七	五十六　第八十一
一六八	五十七　第八十二
一六九	五十八　第八十三
一七〇	五十九　第八十四
一七一	六十　第八十五
一七二	六十一　第八十六
一七三	六十二　第八十七
一七四	六十三　第八十八
一七五	六十四　第八十九
一七六	六十五　第九十
一七七	六十六　第九十一
一七八	六十七　第九十二
一七九	六十八　第九十三
一八〇	六十九　第九十四
一八一	七十　第九十五
一八二	七十一　第九十六
一八三	七十二　第九十七
一八四	七十三　第九十八
一八五	七十四　第九十九
一八六	七十五　第一百

六五	彼にして曰けるハ國語が言る如し且われ國書にて告ん此のちど入の子大權の右にて坐	本卦四〇世但七〇十三
六四	爾キリスト神の子あるか我あんぢを活神に書せて之を告しめん六四イエス	本卦四十世四〇四C四〇世六
六三	我わく神にりけるか我あんぢを活神に書せて之を告しめん六四イエス	本卦四十世四〇四C四〇世六

けらるゝ此人の製演こそを言ひ何外に譜據を求んや爾曹も今うの製演た  
けらるゝ此人の製演こそを言ひ何外に譜據を求んや爾曹も今うの製演た  
利世四〇六、脚九〇 六六  
ることを開かんから如何とも平かれども曰けるべく彼の死に當れり  
也 朱是に於て彼等うの面に睡し且拳にて擊りまつた或人かれを拠いひける  
界五〇六

三三さんとしニ既に彼を縛りゆきて方伯のボンテオビラトに解せり○三四是

三一に於てイエスを賣しユダ彼の死に定られしを見て悔うる銀三十を祭司

三四ける我體に於て何が與らんや爾みづから當へしユダの銀を殿にて投

五六棄て其處を去ゆきて自ら縊たり六祭司の長等この銀を取て曰け此へ

五六血の價なれば審錢の箱に入へからずしてセ共に謀この銀をもて旅客を葬る

五六かる爲に陶工の田を買ひ故に其田れ今に至るまで血田と稱らるル是に於

五六而預言者エレミヤに託いわれたる言にイスラエルの民に佑られ佑られし

五六者との價の銀三十を取り主の我に命ぜし如く陶工の田を買ぬとするに應へり

五六○倍イエスの方伯の前に立つ方伯イエスに問て曰けるハ爾ニユダヤ人の

五六されども向の答もせず三足に於てピラト彼に曰け此人々をなんちに立る

五六口本世〇十五、羅〇九、

五六王なるかイエスに曰けるハ爾が言る如し三祭司の長長より彼を詮ふ

五六例わらす時によラト云る一人の名高き囚人ありけれバビラト民の集ま

五六んちら誰を釋さんと欲ふやハこれ娼婦にておカヌキを解したりと知へな

五六りしへき彼等に曰けるハラト云ふハカ又ハキリストと稱するイエスなる平な

五六り○方伯審判の座に坐りたる時うの妻いひ遣しけるハ此義人ノ爾干る

五六巴ラバを釋しイエスを殺さんことを求ど民に唆じ三方伯これへて彼等に

五六日がおれ蓋われ今日妻の中に彼につきておもく憂たり三祭司の長長より彼を

五六り○方伯いひけるハラトその言の益なくして唯亂の起んと

五六ア申セヨウ也、

サ	九月十五日十九年十 孫に係るべし是に於て に釘んで付したり七方伯の兵卒イエスを携へ公廳にて冕を編其首に冠しめ又幕	三七	ヒに集めニバ彼の衣を纏て緑色の袍を着セニモセもかわら其は誰も其のものと見ゆ	キ	アキラムの事に就き云ひて彼に付けられ其十字架を負せたり○三三かれらクレ子人のシモソニといふ者	三三	云ひに遇けれ彼に強て之に其十字架を負せたり○三三かれらクレ子人のシモソニといふ者	三四	シ可十九年三月十九日 とどませざりさ五朔てイエスを十字架に釘しのち围を括て其衣を分これ預	三五	言者の言に彼等互に我が衣をわざと云して此のユダヤ人の王イエスなり	三六	ヒ書して其首の上に置き三その者イエスを守れり三もまた罪標に此のユダヤ人の王イエスなり	三七	ヒ云ひに坐して其左に十字架に釘らる○三九往來の者イエスを雪り首を描て曰ける	三八	セ 諸廿二〇年 て己が身を救わたれ若イスラエルの王たらば今十字架より下るべし然	三九	より下より祭司の長學者長老等も亦おなじく嘲弄して曰けるハ三九人を救	四〇	四三我儕かれを信せん三彼の神に依頼めり神もし彼を愛しよば今救ふべし	四一	本廿六年六月二十四日 蓋かれ我の神の子なりと云し也四四同にビヒヤリ神に依頼めり神もし彼を愛しよば今救ふべし	四二	エスを雪れり○四五晝の十二時より三時に至るまで其地あまねく黒暗とな	四三	六三時ごろイエス大聲にエリ、エリ、ラマサハタニと呼らぬ之を詠バ	四四	吾神わが神なんぞ我を遣たまふ乎と云る也四七そらに立ちたる者のうちあると人	四五	これを聞て彼のエリヤを呼るなりと曰五八其中の一人直に走り往て海城を	四六	どり脂を含せ之を革につけてイエスに飲しむ四九餘人曰けるハエリヤ來	四七	十九年廿四月廿七日 徒の身おほく甦へりイエスの甦れる後五五墓を出て聖城に入おほくの八
---	--	----	---------------------------------------	---	--	----	--	----	---	----	----------------------------------	----	--	----	---------------------------------------	----	--	----	-----------------------------------	----	-----------------------------------	----	--	----	-----------------------------------	----	---------------------------------	----	--------------------------------------	----	-----------------------------------	----	----------------------------------	----	---

馬太傳第廿七章 自五十四至六十五節 約全書 八十八

## 新約全書

### 馬太傳第廿八章 自十一至二十一節

九十一

シ	事をさせし祭司の長等に告しかば 彼等と長老あるつたりて共に議せばくの銀	子れを兵卒に給て曰けるハ三國書いへ我儕が寝たる時うの弟子夜きたりて彼を羈りど此事をしつかに聞かぬ我儕かれに勧て爾曹に憂慮なから	今 日に至るまでユダヤ人の中に傳播られたり○アビヤの弟子ガリラヤにて往てイエスの彼等に命じ給ふ所の山に至りセイエスを見て羈せり然て屍	へる者もありセイエス進て彼等に語りひけるハ天のうち地の上のみ	權を我に賜れり是故に爾曹①さて萬國の民にバプテスマを施して彼	子と聖靈の名に入れて弟子とし三子且わが凡て爾曹にて命ぜし言を守れど彼等に教ふ夫われ世の末まで常に爾曹と偕て在るアメン	我あんちの面前に我使を遣さん彼あんちの前に其道を設くべし三の野にて呼	る人の聲あり云く主の道を備へ其徑すちを直せよと有が如く四ヨハ子の	に於てバプテスマを施し罪の赦を得せんが爲て悔改のバプテスマを宣	傳たりユダヤの全國およびエルサレムの人々が來りて谷々の罪	ト 王下一〇八至一〇四 六を詔ひしヨルダントいふ河にてバプテスマを受六ヨハ子の騎馬の毛衣を	者もが後に來らん我々雇て其雇の紐を解ても足すバ我們の水もて爾曹と	リナ 勝利の日、五重セモ	七者腰に皮帶をつかね帽と野の蟹を食へりせかれ宣傳けるハ我より勝れる	八者もが後に來らん我々雇て其雇の紐を解ても足すバ我們の水もて爾曹と	九バプテスマを施しまが彼ハ聖靈をもて爾曹にバプテスマを施すべしル當	十天より聲ありて云なんぢ我が愛子わが恵ぶ所の者なりセオニ斯て靈た	十一天より聲ありて云なんぢ我が愛子わが恵ぶ所の者なりセオニ斯て靈た	十二天より聲ありて云なんぢ我が愛子わが恵ぶ所の者なりセオニ斯て靈た
イ	星三〇十七號イ書五經	新約全書馬可傳福音書	新約全書馬可傳福音書終り																

## 新約全書

### 馬可傳第一章 自一至十一節

九十一

カリ	聖十四年三月廿一日、羅西〇七	天より聲ありて云なんぢ我が愛子わが恵ぶ所の者なりセオニ斯て靈た	十天より聲ありて云なんぢ我が愛子わが恵ぶ所の者なりセオニス	十一天より聲ありて云なんぢ我が愛子わが恵ぶ所の者なりセオニス	十二天より聲ありて云なんぢ我が愛子わが恵ぶ所の者なりセオニス	十三天より聲ありて云なんぢ我が愛子わが恵ぶ所の者なりセオニス	十四天より聲ありて云なんぢ我が愛子わが恵ぶ所の者なりセオニス	十五天より聲ありて云なんぢ我が愛子わが恵ぶ所の者なりセオニス	十六天より聲ありて云なんぢ我が愛子わが恵ぶ所の者なりセオニス	十七天より聲ありて云なんぢ我が愛子わが恵ぶ所の者なりセオニス	十八天より聲ありて云なんぢ我が愛子わが恵ぶ所の者なりセオニス
ル	聖二十二年三月廿七日、羅西〇七	天より聲ありて云なんぢ我が愛子わが恵ぶ所の者なりセオニス	十天より聲ありて云なんぢ我が愛子わが恵ぶ所の者なりセオニス	十一天より聲ありて云なんぢ我が愛子わが恵ぶ所の者なりセオニス	十二天より聲ありて云なんぢ我が愛子わが恵ぶ所の者なりセオニス	十三天より聲ありて云なんぢ我が愛子わが恵ぶ所の者なりセオニス	十四天より聲ありて云なんぢ我が愛子わが恵ぶ所の者なりセオニス	十五天より聲ありて云なんぢ我が愛子わが恵ぶ所の者なりセオニス	十六天より聲ありて云なんぢ我が愛子わが恵ぶ所の者なりセオニス	十七天より聲ありて云なんぢ我が愛子わが恵ぶ所の者なりセオニス	十八天より聲ありて云なんぢ我が愛子わが恵ぶ所の者なりセオニス
ヌ	聖三十一年三月廿五日、羅西〇七	天より聲ありて云なんぢ我が愛子わが恵ぶ所の者なりセオニス	十天より聲ありて云なんぢ我が愛子わが恵ぶ所の者なりセオニス	十一天より聲ありて云なんぢ我が愛子わが恵ぶ所の者なりセオニス	十二天より聲ありて云なんぢ我が愛子わが恵ぶ所の者なりセオニス	十三天より聲ありて云なんぢ我が愛子わが恵ぶ所の者なりセオニス	十四天より聲ありて云なんぢ我が愛子わが恵ぶ所の者なりセオニス	十五天より聲ありて云なんぢ我が愛子わが恵ぶ所の者なりセオニス	十六天より聲ありて云なんぢ我が愛子わが恵ぶ所の者なりセオニス	十七天より聲ありて云なんぢ我が愛子わが恵ぶ所の者なりセオニス	十八天より聲ありて云なんぢ我が愛子わが恵ぶ所の者なりセオニス
ヌ	聖三十一年三月廿七日、羅西〇七	天より聲ありて云なんぢ我が愛子わが恵ぶ所の者なりセオニス	十天より聲ありて云なんぢ我が愛子わが恵ぶ所の者なりセオニス	十一天より聲ありて云なんぢ我が愛子わが恵ぶ所の者なりセオニス	十二天より聲ありて云なんぢ我が愛子わが恵ぶ所の者なりセオニス	十三天より聲ありて云なんぢ我が愛子わが恵ぶ所の者なりセオニス	十四天より聲ありて云なんぢ我が愛子わが恵ぶ所の者なりセオニス	十五天より聲ありて云なんぢ我が愛子わが恵ぶ所の者なりセオニス	十六天より聲ありて云なんぢ我が愛子わが恵ぶ所の者なりセオニス	十七天より聲ありて云なんぢ我が愛子わが恵ぶ所の者なりセオニス	十八天より聲ありて云なんぢ我が愛子わが恵ぶ所の者なりセオニス
ヌ	聖三十一年三月廿九日、羅西〇七	天より聲ありて云なんぢ我が愛子わが恵ぶ所の者なりセオニス	十天より聲ありて云なんぢ我が愛子わが恵ぶ所の者なりセオニス	十一天より聲ありて云なんぢ我が愛子わが恵ぶ所の者なりセオニス	十二天より聲ありて云なんぢ我が愛子わが恵ぶ所の者なりセオニス	十三天より聲ありて云なんぢ我が愛子わが恵ぶ所の者なりセオニス	十四天より聲ありて云なんぢ我が愛子わが恵ぶ所の者なりセオニス	十五天より聲ありて云なんぢ我が愛子わが恵ぶ所の者なりセオニス	十六天より聲ありて云なんぢ我が愛子わが恵ぶ所の者なりセオニス	十七天より聲ありて云なんぢ我が愛子わが恵ぶ所の者なりセオニス	十八天より聲ありて云なんぢ我が愛子わが恵ぶ所の者なりセオニス